

地方議会について（関係資料集）

(1) 地方議会の概況

地方議会の運営の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	165人～ 52,101人	5万人 未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人 以上	指定都市	556,959人～ 13,843,525人
	団体数 (市区内構成比)	926団体	280団体 (34.4%)	250団体 (30.7%)	152団体 (18.6%)	48団体 (5.9%)	29団体 (3.6%)	21団体 (2.6%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.4%)	47団体
平均議員定数(人)		11.8	17.1	20.6	25.5	31.0	36.4	39.7	45.9	58.6	57.0
議員一人当たりの 平均住民数(人)		974	1,940	3,397	5,432	7,890	9,521	11,238	13,689	23,506	47,277
定例会等 平均開催数 (回/年) ※通年会期等採用 団体を除く	定例会	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0	3.8	3.9
	臨時会	4.0	3.0	2.6	2.5	2.2	2.5	2.4	1.5	2.1	0.5
年間平均会期日数(日/年)		44.5	84.4	93.0	97.7	98.8	102.7	94.3	110.7	121.3	110.1
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (法102条の2)	28団体	5団体	6団体	0団体	2団体	0団体	0団体	0団体	0団体	1団体
	通年議会 (法102条2項)	35団体	6団体	11団体	6団体	3団体	4団体	1団体	0団体	2団体	2団体
年間平均 議案件数 (件/年)	全体件数	98.5	121.1	127.3	136.0	151.4	181.3	166.9	156.2	233.0	207.8
	[長提出] [議員・委員会提出]	[91.4] [7.1]	[111.4] [9.7]	[116.7] [10.6]	[123.1] [12.9]	[136.8] [14.6]	[162.7] [18.6]	[151.5] [15.4]	[145.0] [11.2]	[208.7] [24.3]	[180.4] [27.3]
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 (非設置団体数)	常任委員会	2.4 〈10団体〉	2.9	3.2	3.8	4.0	4.5	4.7	5.2	5.7	5.8
	議運委員会	1 〈18団体〉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	3.0 〈133団体〉	3.6 〈18団体〉	3.3 〈21団体〉	3.6 〈15団体〉	4.7 〈1団体〉	4.0 〈5団体〉	3.7 〈1団体〉	5.3	6.2	3.5 〈6団体〉
議会事務局平均職員数(人)		2.5	4.5	5.9	8.6	13.1	16.4	18.0	20.0	34.2	43.3

出典：【人 口】住民基本台帳人口 (R3. 1. 1現在)

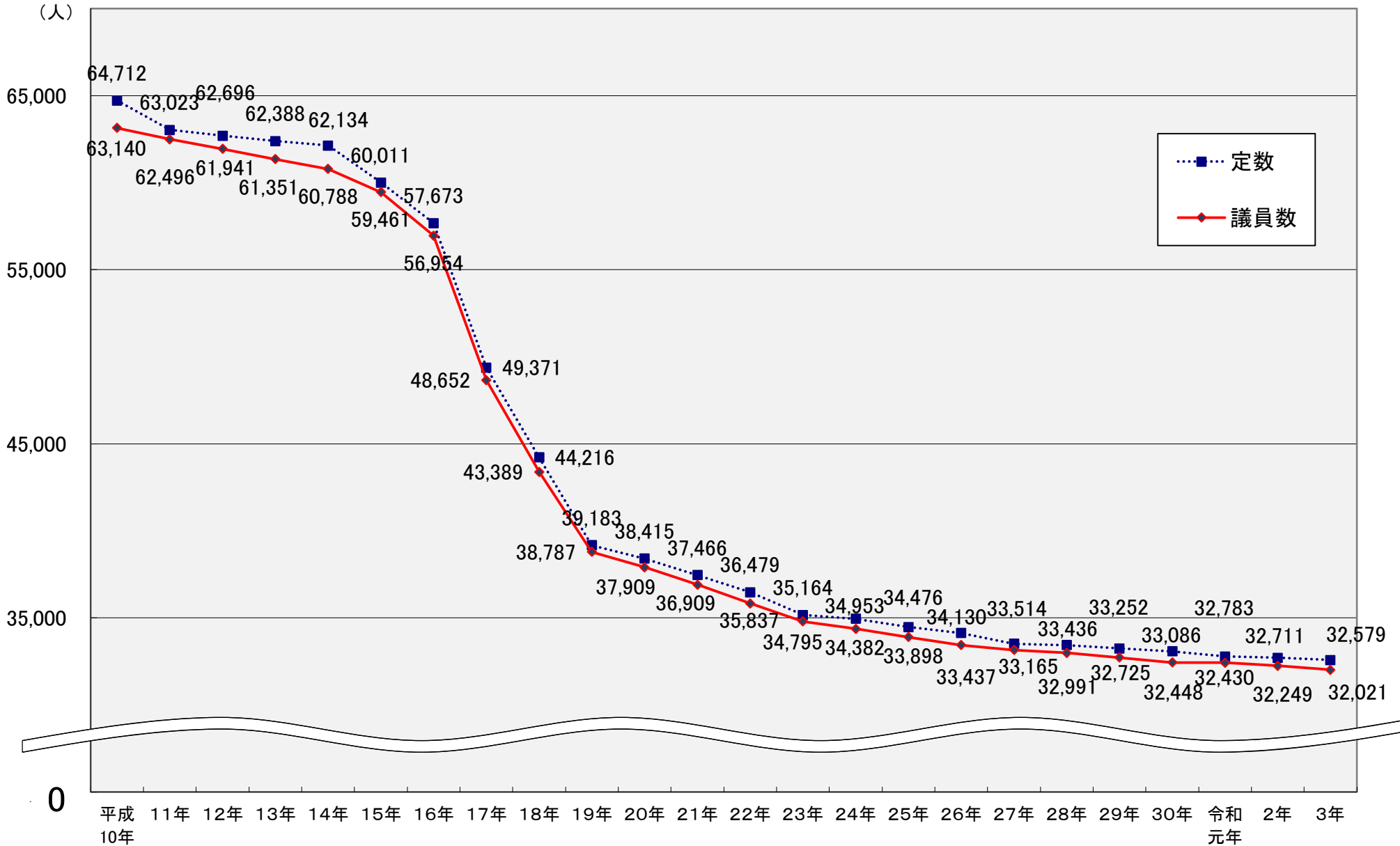
【議員定数】第14回都道府県議会提要 (R元. 7. 1現在)、市議会議員定数に関する調査結果 (R2. 12. 31現在)、第67回町村議会実態調査結果の概要 (R3. 7. 1現在)

【委員会数】第14回都道府県議会提要 (R2. 1. 1現在)、市議会の活動に関する実態調査結果 (R2. 12. 31現在)、第67回町村議会実態調査結果の概要 (R3. 7. 1現在)

【事務局職員数】第14回都道府県議会提要 (R元. 7. 1現在)、市議会議員の属性に関する調査結果 (R3. 7. 1現在)、第67回町村議会実態調査結果の概要 (R3. 7. 1現在)

【その他】第14回都道府県議会提要 (H30. 1. 1～12. 31)、市議会の活動に関する実態調査結果 (R2. 1. 1～12. 31)、第67回町村議会実態調査結果の概要 (R2. 1. 1～R2. 12. 31)

地方議会議員数の推移①

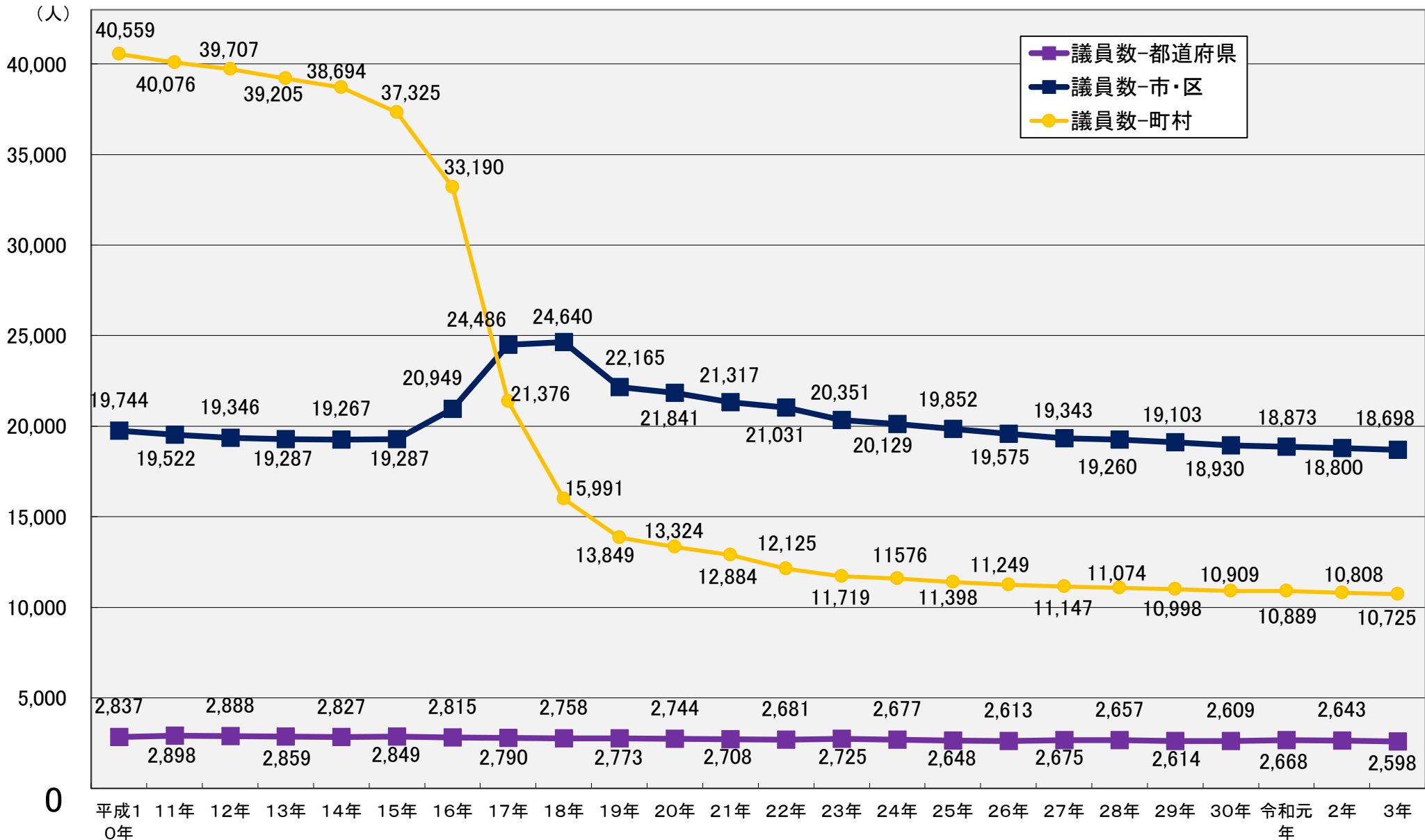


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

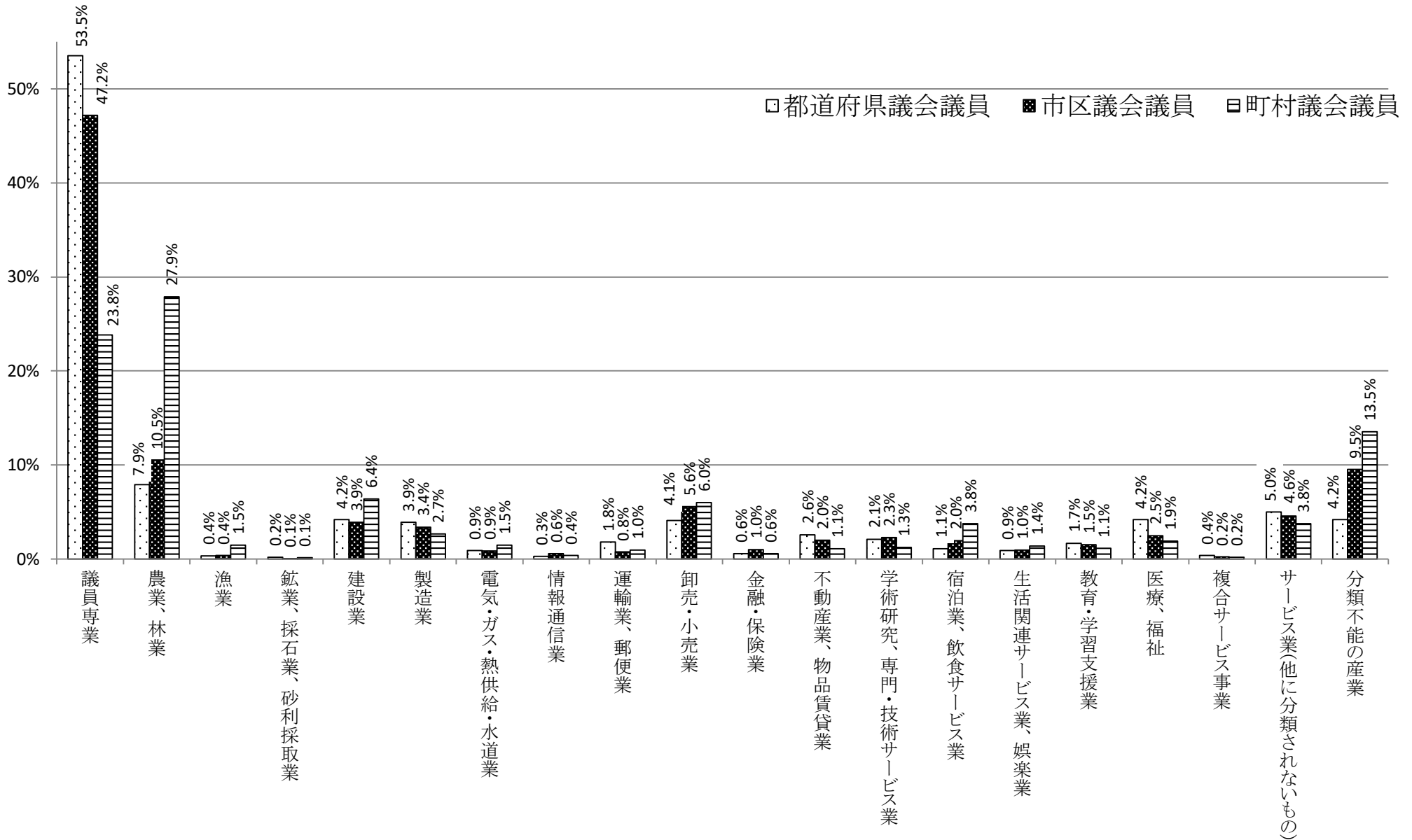
地方議会議員数の推移②



注1：各年12月31日現在の計数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

地方議会議員の概況①（職業別）

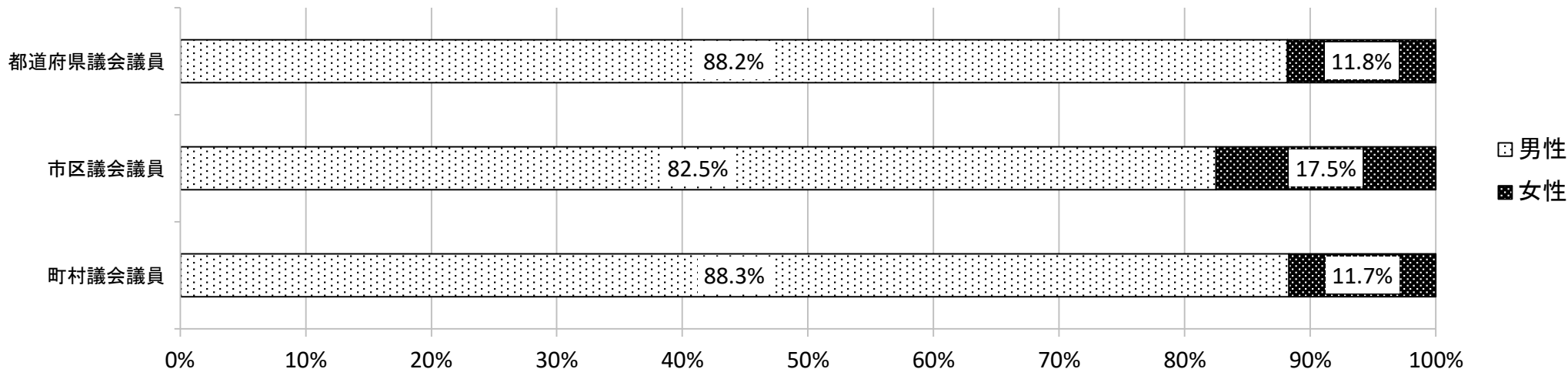


注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和3年7月1日現在）
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在）
 全国町村議会議長会「第67回町村議会実態調査の概要」（令和3年7月1日現在）

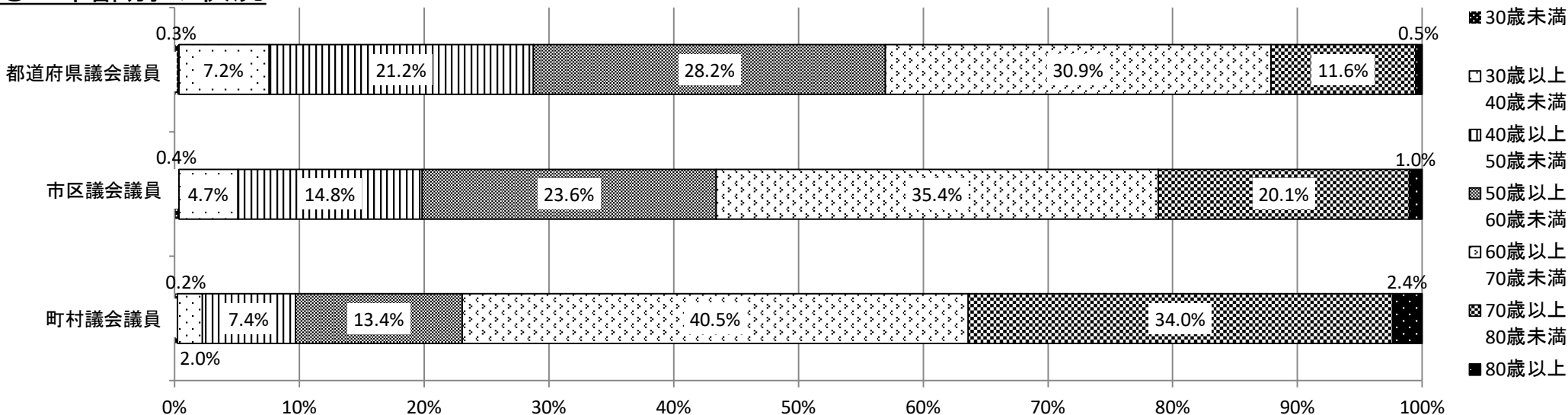
地方議会議員の概況②（性別、年齢別）

○ 男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（令和3年12月31日現在）

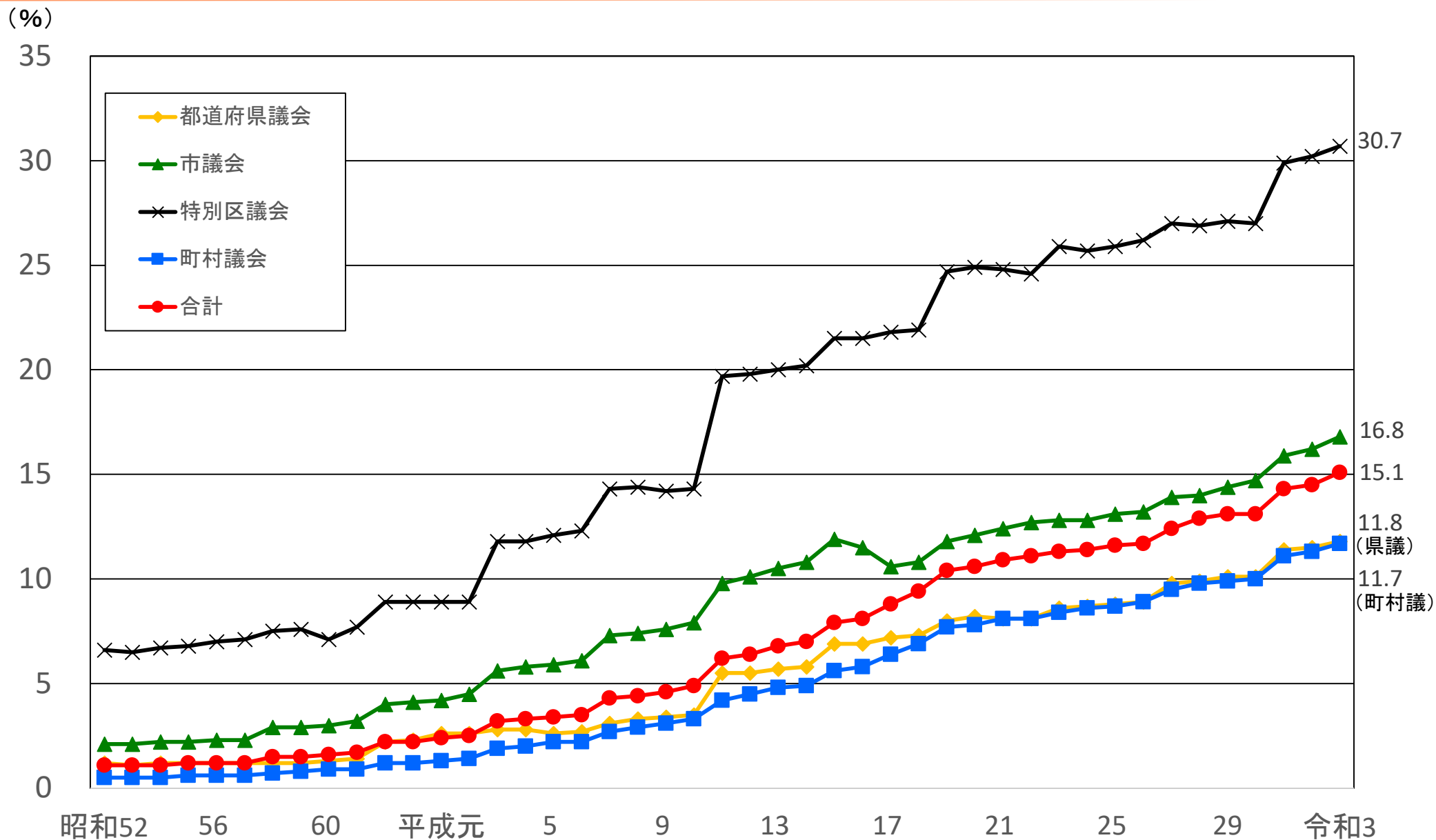
○ 年齢別の状況



注：小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%とならない場合がある。

出典：全国都道府県議会議長会「第14回都道府県議会提要」（令和元年7月1日現在）
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在）
 全国町村議会議長会「第67回町村議会実態調査結果の概要」（令和3年7月1日現在）

地方議会議員の概況③ (女性議員の割合の推移)



出所: 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」等より作成 (各年12月31日現在)

平成31年統一地方選挙 女性の当選者数

○当選者数に占める女性当選者の割合：道府県議選、指定都市議選、市区議選、市区長選、町村議選において過去最高

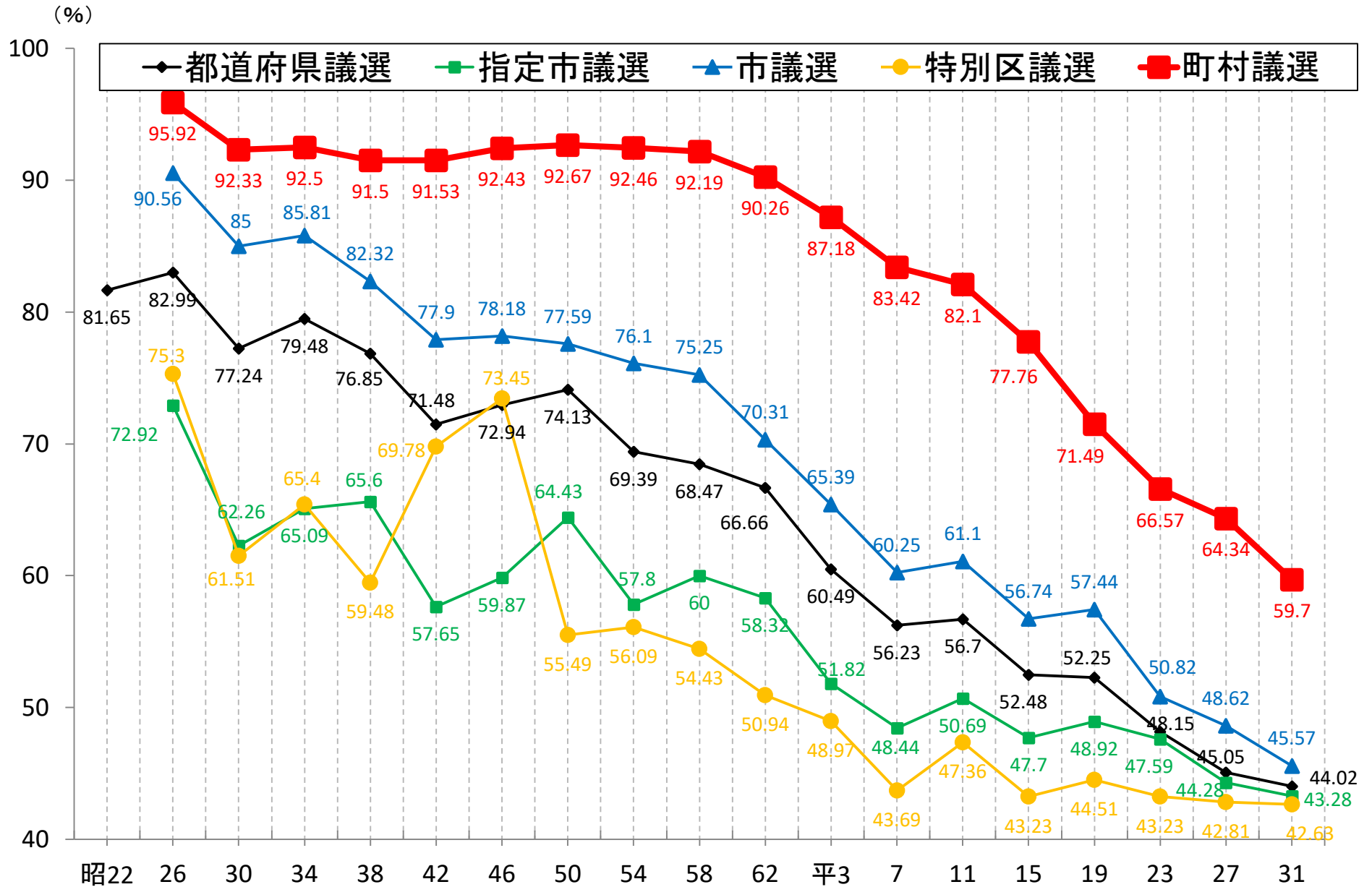
○女性の当選者数：道府県議選、指定都市議選、市区議選、市区長選において過去最高

		当選者数		女性 当選者 の割合 (C)/(B)	(参考)前回			増減		
		(B)	うち女性 (C)		当選者数	うち女性	女性 当選者 の割合	当選者数	うち女性	女性 当選者 の割合
都道府県	知事	11	-	-	10	1	10.0%	△ 1	△ 1	△ 10.0%
	議員	2,277	<u>237</u>	<u>10.4%</u>	2,284	207	9.1%	△ 7	30	1.3%
指定都市	長	6	-	-	5	-	-	1	-	-
	議員	1,012	<u>211</u>	<u>20.8%</u>	1,022	178	17.4%	△ 10	33	3.4%
市区	長	97	<u>6</u>	<u>6.2%</u>	100	4	4.0%	△ 3	2	2.2%
	議員	7,509	<u>1,482</u>	<u>19.7%</u>	7,682	1,330	17.3%	△ 173	152	2.4%
町村	長	121	-	-	122	-	-	△ 1	-	-
	議員	4,222	523	<u>12.4%</u>	4,265	443	10.4%	△ 43	80	2.0%

※ 下線は割合が過去最高のもの。

出典：総務省選挙部

統一地方選挙における投票率の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

(参考) 平成31年統一地方選挙 投票結果

○投票率は、都道府県知事の選挙を除き、統一地方選挙が始まった昭和22年以降、最も低い。

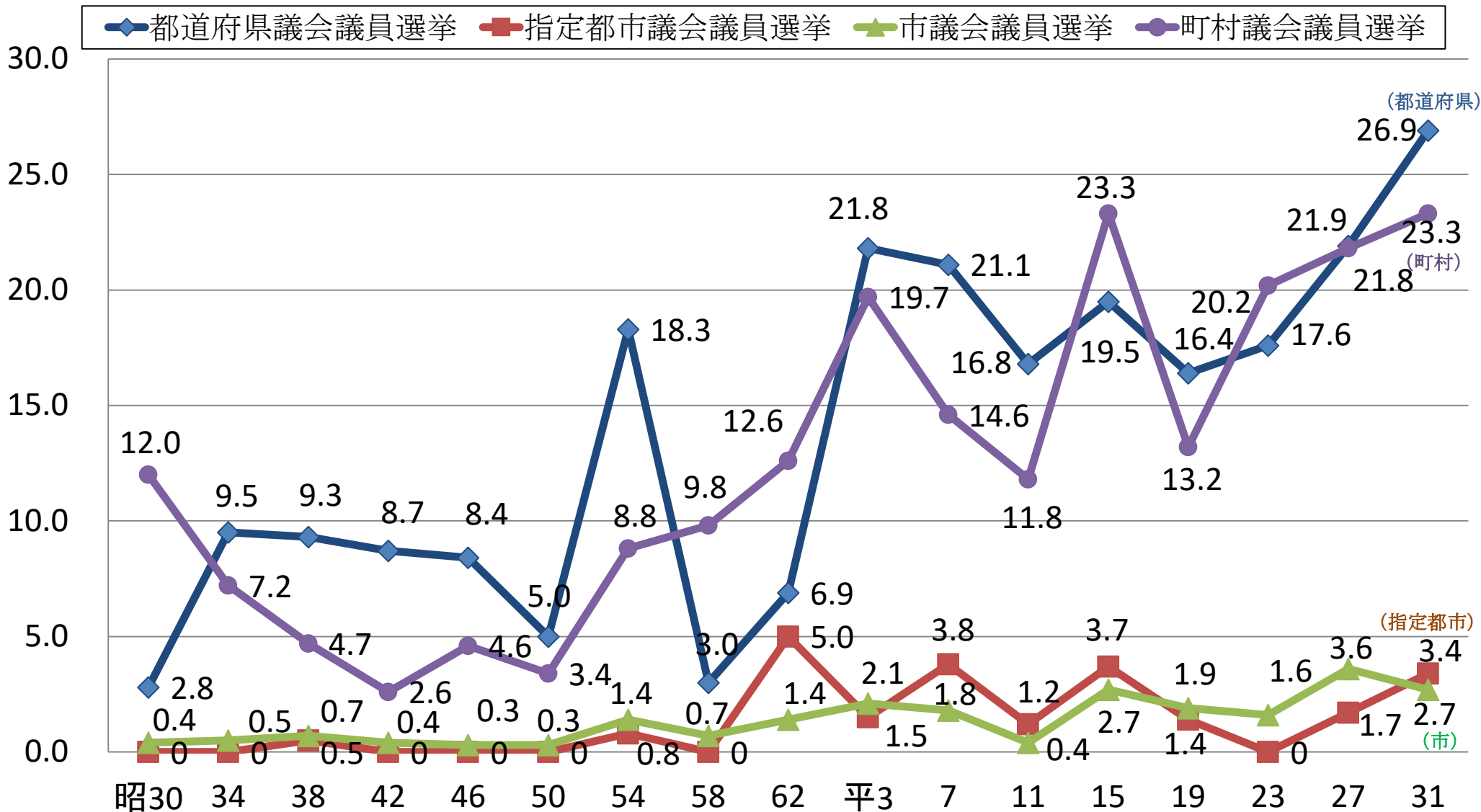
		当日有権者数 (A)	投票者数 (B)	うち 期日前投票者数 (C)	投票率 (B)/(A)	投票者数に占める 期日前投票者の割合 (C)/(B)	(参考)前回		増減	
							投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合	投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合
都道府県	知事	29,306,190	13,986,257	3,753,150	47.7%	26.8%	47.1%	22.5%	0.6%	4.3%
	議員	63,841,981	28,102,203	7,739,836	<u>44.0%</u>	27.5%	45.1%	22.3%	△ 1.0%	5.3%
指定都市	長	6,632,715	3,373,129	814,569	<u>50.9%</u>	24.1%	51.6%	19.6%	△ 0.7%	4.5%
	議員	19,364,621	8,380,099	2,180,069	<u>43.3%</u>	26.0%	44.3%	22.2%	△ 1.0%	3.8%
市区	長	10,262,825	4,744,189	1,213,591	<u>46.2%</u>	25.6%	48.3%	21.0%	△ 2.1%	4.6%
	議員	37,353,313	16,830,526	4,504,487	<u>45.1%</u>	26.8%	47.6%	21.7%	△ 2.6%	5.0%
町村	長	585,710	382,059	117,885	<u>65.2%</u>	30.9%	69.1%	25.5%	△ 3.8%	5.3%
	議員	2,787,591	1,664,288	491,077	<u>59.7%</u>	29.5%	64.3%	24.9%	△ 4.6%	4.6%

※ 下線は投票率が昭和22年以降最も低いもの。

出典：総務省選挙部

(2) 議員のなり手不足の状況

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの）
 注1：第1回、第2回統一地方選挙の際には調査を実施せず。
 注2：市については、東京都特別区を除く。

平成31年統一地方選挙 無投票当選の状況

○無投票当選者数の割合：道府県議選と町村議選において過去最高

○立候補者数が定数割れとなった団体：8団体において計9人

あつまちょう おこっぺちょう なかさつないむら はまなかちょう たつのまち やまのうちまち こうたちょう
 (北海道)厚真町・興部町・中札内村・浜中町、(長野県)辰野町・山ノ内町、(愛知県)幸田町、
 つなぎまち
 (熊本県)津奈木町

不足数：北海道浜中町 2人不足、その他 1人不足

	選挙数		無投票当選数		(参考)前回				増減			
					選挙数		無投票当選数		選挙数		無投票当選数	
	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数
都道府県議 [41]	945 (100.0%)	2,277 (100.0%)	371 (39.3%)	612 <u>(26.9%)</u>	960 (100.0%)	2,284 (100.0%)	321 (33.4%)	501 (21.9%)	△ 15 -	△ 7 -	50 (5.8%)	111 (4.9%)
指定市議 [17]	160 (100.0%)	1,012 (100.0%)	7 (4.4%)	34 (3.4%)	160 (100.0%)	1,022 (100.0%)	2 (1.3%)	17 (1.7%)	0 -	△ 10 -	5 (3.1%)	17 (1.7%)
市区議 [314]	314 (100.0%)	7,511 (100.0%)	11 (3.5%)	182 (2.4%)	317 (100.0%)	7,682 (100.0%)	15 (4.7%)	246 (3.2%)	△ 3 -	△ 171 -	△ 4 (△ 1.2%)	△ 64 (△ 0.8%)
町村議 [375]	375 (100.0%)	4,233 (100.0%)	93 (24.8%)	988 <u>(23.3%)</u>	373 (100.0%)	4,269 (100.0%)	89 (23.9%)	930 (21.8%)	2 -	△ 36 -	4 (0.9%)	58 (1.6%)
計	1,794 (100.0%)	15,033 (100.0%)	482 (26.9%)	1,816 (12.1%)	1,810 (100.0%)	15,257 (100.0%)	427 (23.6%)	1,694 (11.1%)	△ 16 -	△ 224 -	55 (3.3%)	122 (1.0%)

※ []内は執行団体数。なお、前回の執行団体数は都道府県議41、指定市議17、市区議316、町村議373

出典：総務省選挙部

※ 下線は割合が過去最高のもの。

統一地方選挙における無投票当選の実績（都道府県）

都道府県	選挙区数	無投票となった選挙区	
北海道	46	21	45.7%
青森県	16	6	37.5%
岩手県	16	8	50.0%
宮城県	23	8	34.8%
秋田県	14	8	57.1%
山形県	17	9	52.9%
福島県	19	9	47.4%
茨城県	32	13	40.6%
栃木県	16	6	37.5%
群馬県	18	6	33.3%
埼玉県	52	22	42.3%
千葉県	42	17	40.5%
東京都	42	0	-
神奈川県	48	13	27.1%
新潟県	27	7	25.9%
富山県	13	4	30.8%
石川県	14	7	50.0%
福井県	12	4	33.3%
山梨県	16	5	31.3%
長野県	23	9	39.1%
岐阜県	26	16	61.5%
静岡県	33	10	30.3%
愛知県	55	26	47.3%
三重県	17	5	29.4%

都道府県	選挙区数	無投票となった選挙区	
滋賀県	13	3	23.1%
京都府	25	5	20.0%
大阪府	53	8	15.1%
兵庫県	39	15	38.5%
奈良県	16	4	25.0%
和歌山県	14	7	50.0%
鳥取県	9	2	22.2%
島根県	12	4	33.3%
岡山県	19	10	52.6%
広島県	23	14	60.9%
山口県	15	5	33.3%
徳島県	13	6	46.2%
香川県	13	9	69.2%
愛媛県	13	5	38.5%
高知県	17	5	29.4%
福岡県	45	18	40.0%
佐賀県	13	7	53.8%
長崎県	16	7	43.8%
熊本県	21	12	57.1%
大分県	16	8	50.0%
宮崎県	14	7	50.0%
鹿児島県	21	9	42.9%
沖縄県	13	1	7.7%
計	1,090	406	37.2%

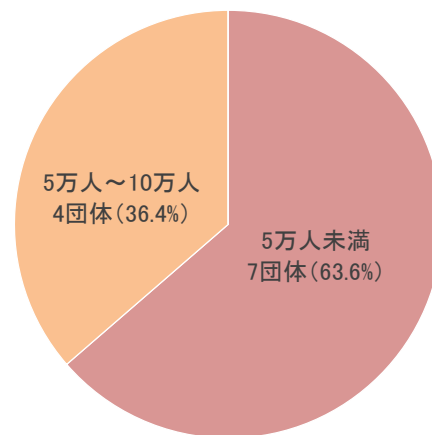
※平成31年統一地方選で選挙が行われなかった6都県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県)は、直近に行われた選挙の状況。 出典：総務省選挙部

過去の統一地方選挙における無投票当選の実績（市区町村議会）

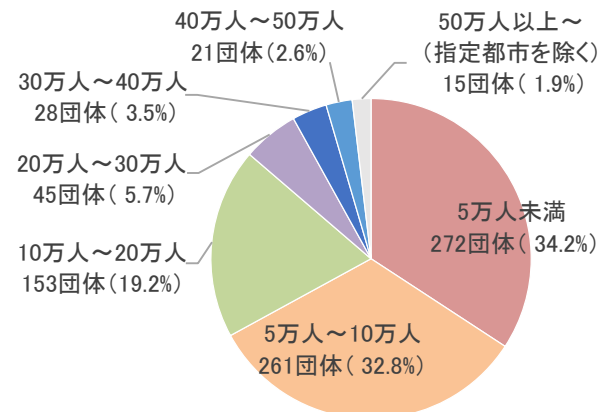
○市区議会

統一選実施年	無投票当選団体/統一選実施団体(割合)	無投票当選団体の人口段階別内訳						
		5万人未満	5万人～10万人	10万人～20万人	20万人～30万人	30万人～40万人	40万人～50万人	50万人～(指定都市を除く)
H31	11/314 (3.5%)	7	4	0	0	0	0	0
H27	15/295 (5.1%)	10*	5	0	0	0	0	0
H23	9/314 (2.9%)	3	5*	1*	0	0	0	0
H19	18/330 (5.5%)	4*	6*	1*	1*	1*	3*	2*

H31無投票当選団体(11団体)の人口段階別内訳



(参考)市区数の人口段階別内訳(H31)



※ 市内の一部の選挙区において無投票当選となった市を含む。

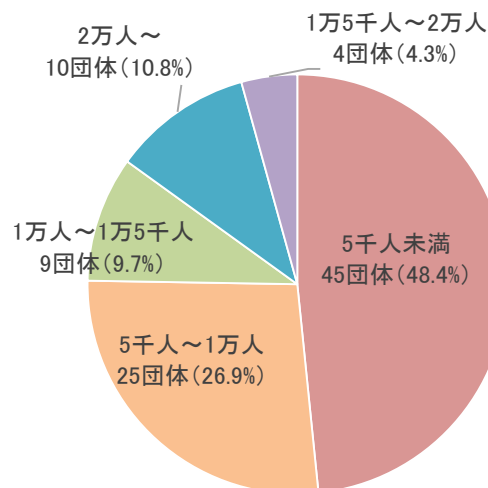
注) 人口については平成27年国勢調査による。

注) 人口段階区分については、全国市議会議長会「市議会議員定数に関する調査結果」(平成30年12月31日)による。

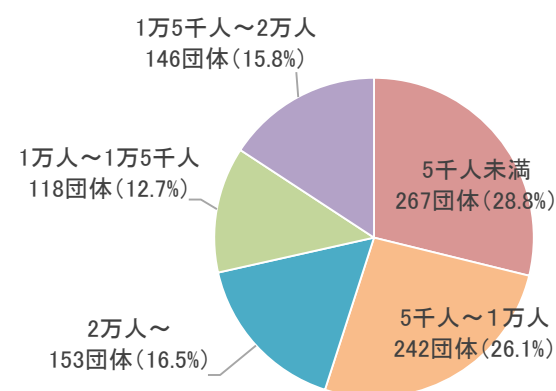
○町村議会

統一選実施年	無投票当選団体/統一選実施団体(割合)	無投票当選団体の人口段階別内訳				
		5千人未満	5千人～1万人	1万人～1万5千人	1万5千人～2万人	2万人～
H31	93/375 (24.8%)	45	25	9	4	10
H27	89/373 (23.9%)	51	16	13	3	6
H23	84/374 (22.5%)	39*	23	8	7*	7
H19	67/448 (15.0%)	33*	20	6	5	3

H31無投票当選団体(93団体)の人口段階別内訳



(参考)町村数の人口段階別内訳(H31)



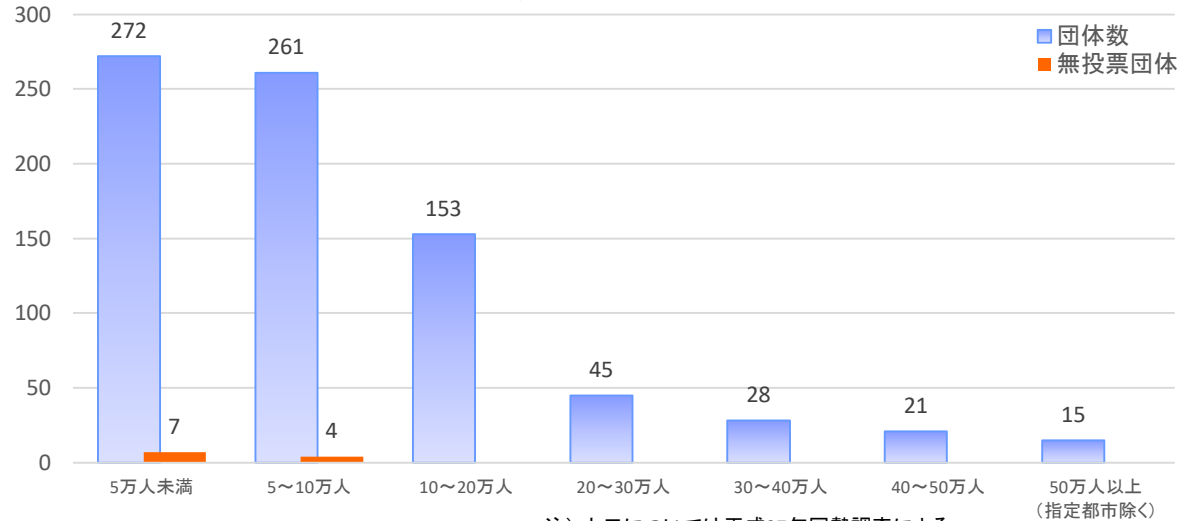
※ 町村内の一部の選挙区において無投票当選となった町村を含む。

注) 人口については平成27年国勢調査による。

注) 人口段階区分については、全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」(平成30年7月1日)による。

統一地方選挙における無投票当選の実績（市区町村議会）

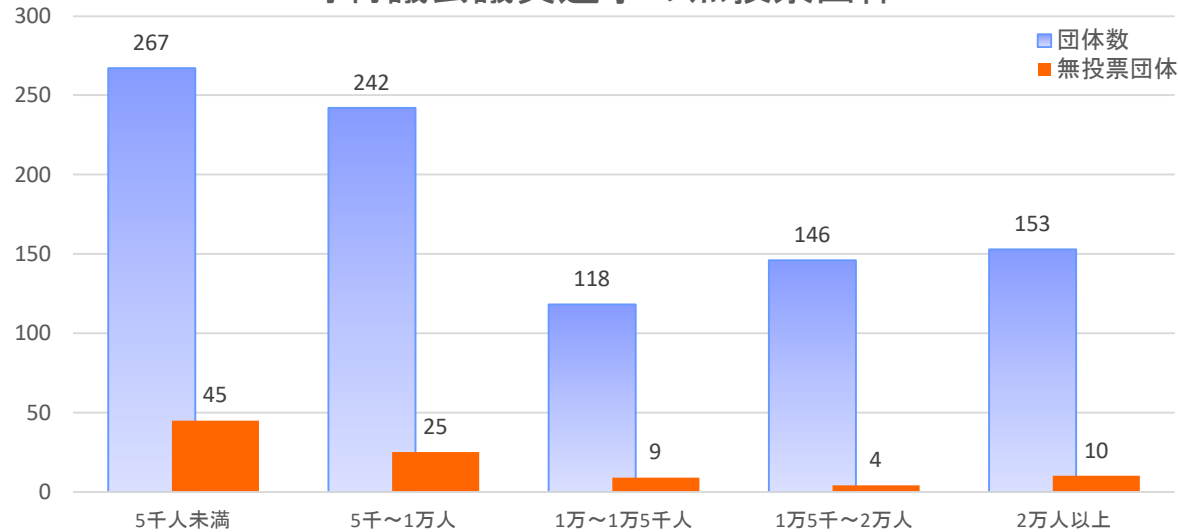
市区議会議員選挙の無投票団体



注) 人口については平成27年国勢調査による。

注) 人口段階区分については、全国市議会議員長会「市議会議員定数に関する調査結果」(平成30年12月31日)による。

町村議会議員選挙の無投票団体

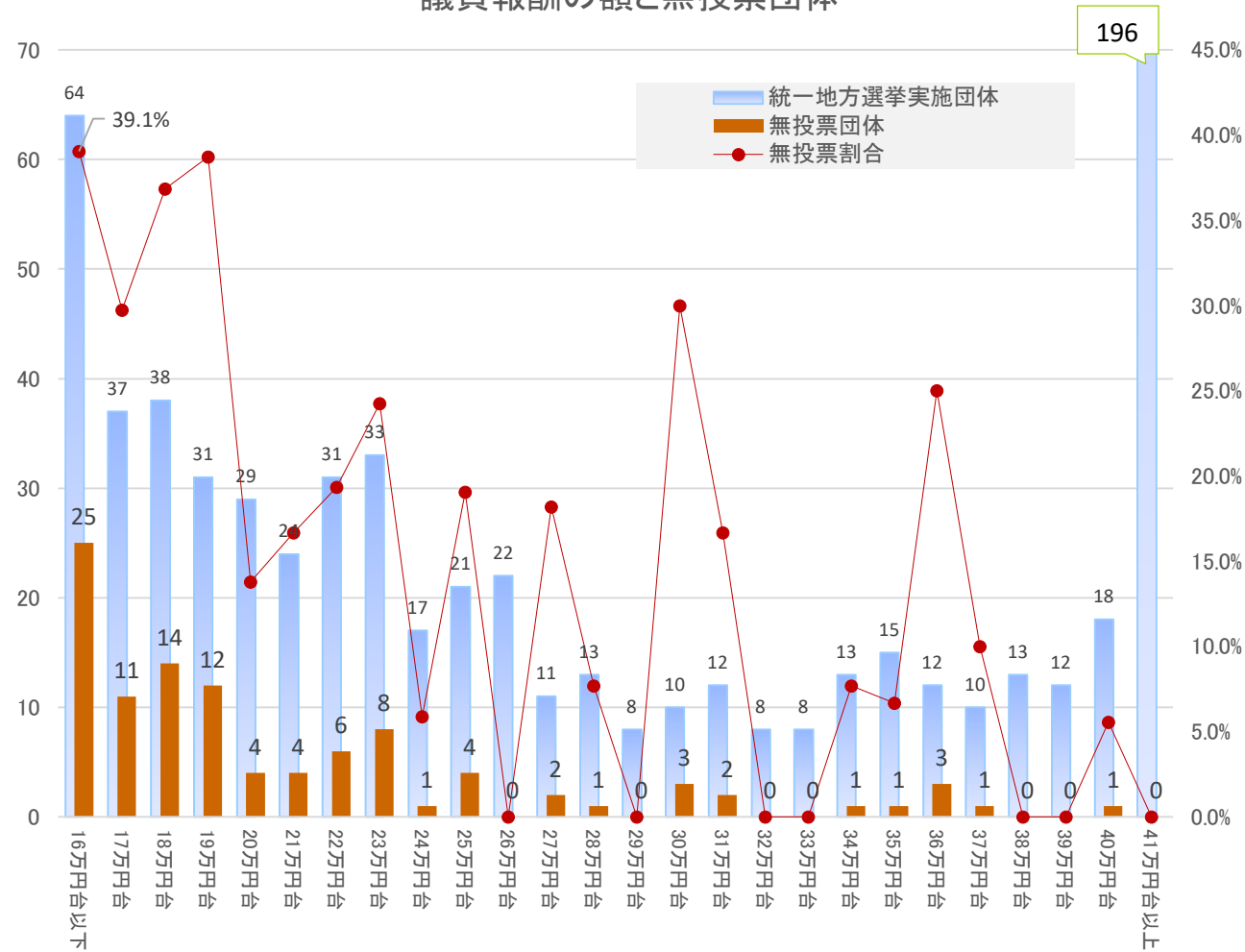


注) 人口については平成27年国勢調査による。

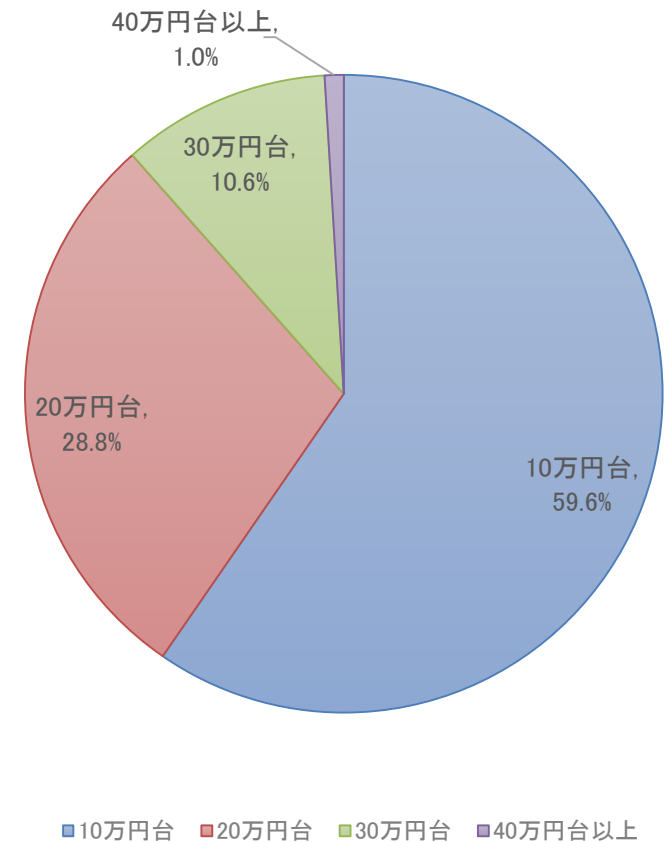
注) 人口段階区分については、全国町村議会議員長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」(平成30年7月1日)による。

議員報酬と無投票団体（市区町村議会）

議員報酬の額と無投票団体



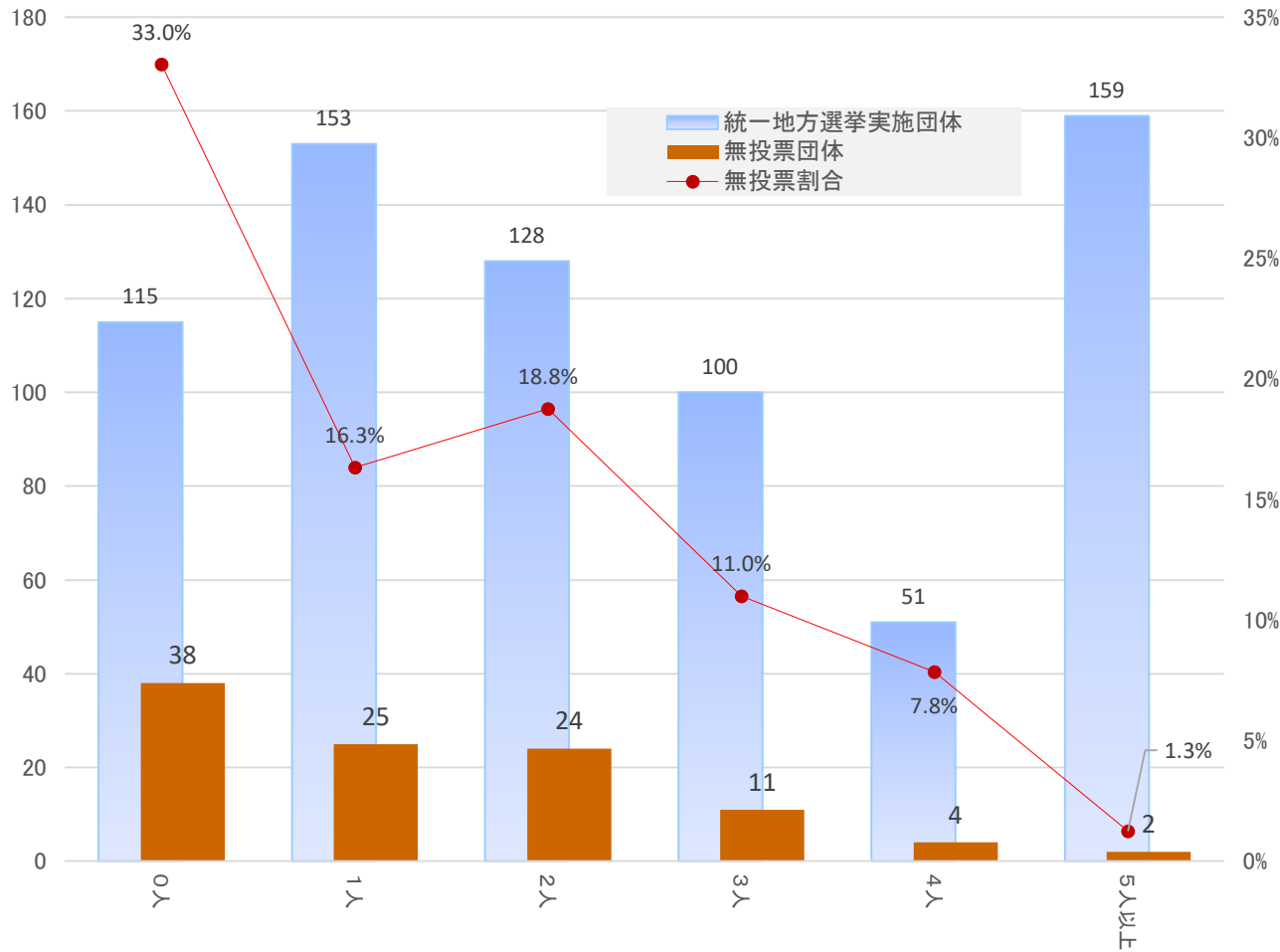
無投票団体の議員報酬の水準



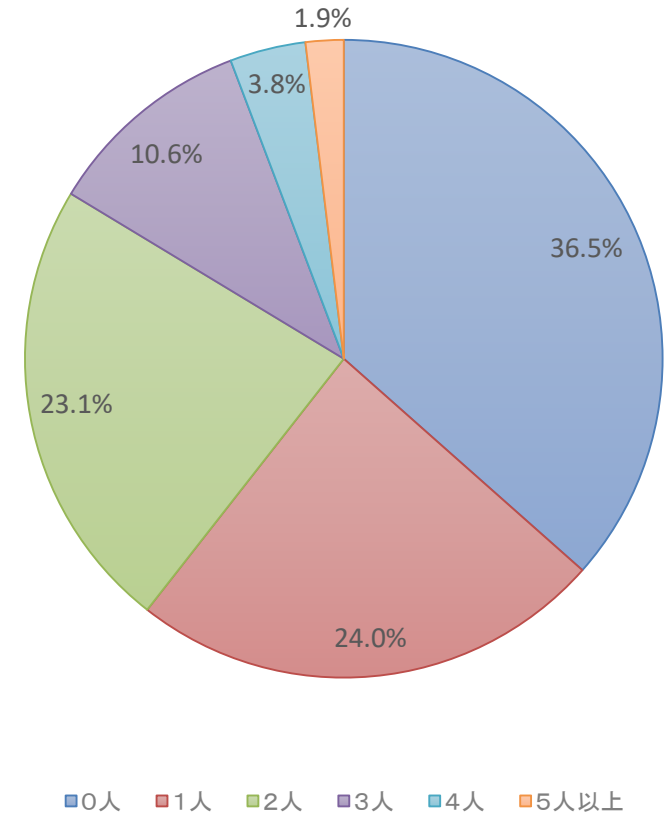
出典：「平成30年給与実態調査」(総務省)から作成

女性議員数と無投票団体（市区町村議会）

女性議員数と無投票団体



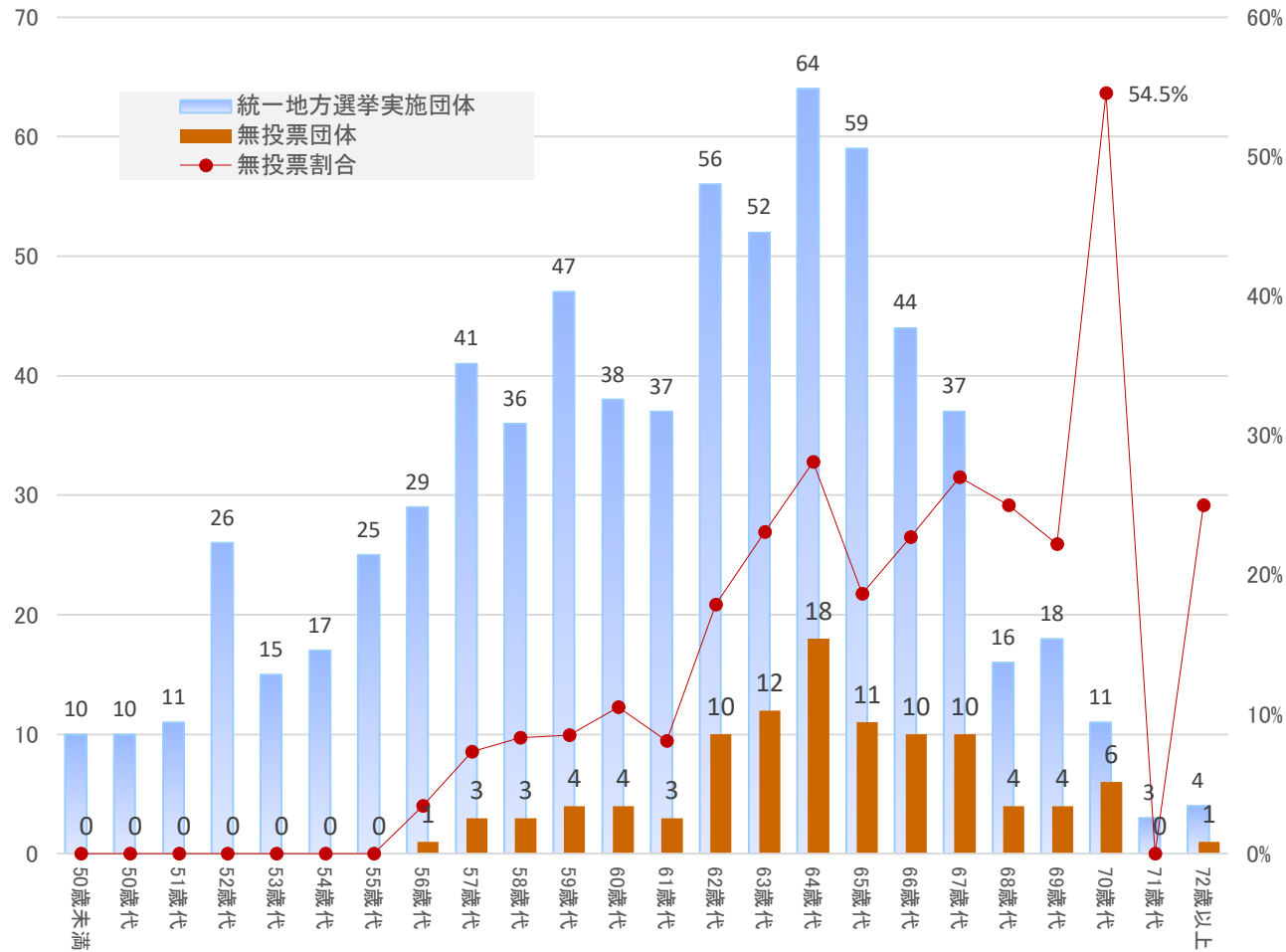
無投票団体の女性議員数



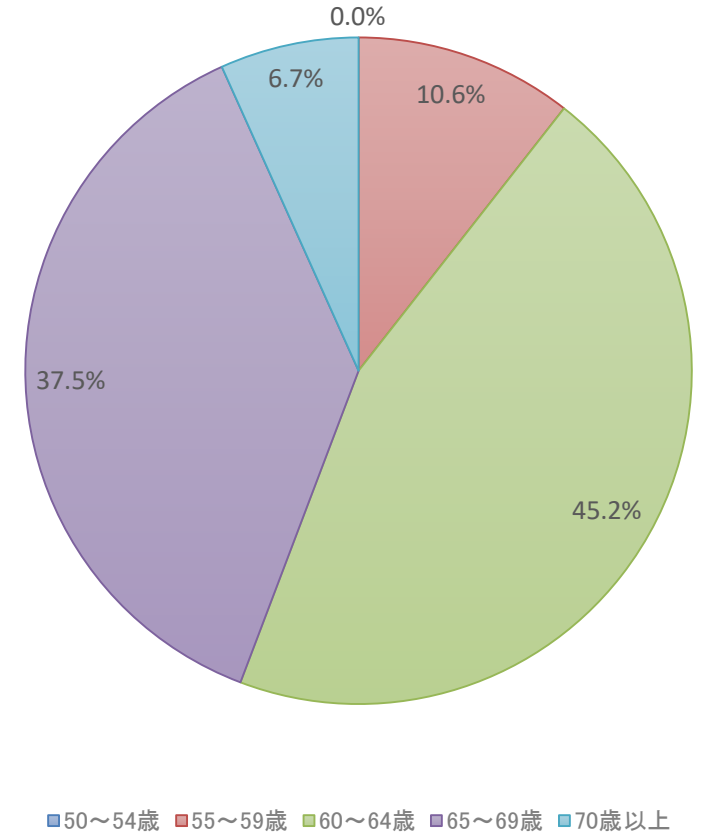
出典：総務省選挙部資料から作成

平均年齢と無投票団体（市区町村議会）

議員の平均年齢と無投票団体



無投票団体の議員の平均年齢



出典：全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議員会「第64回町村議会実態調査結果の概要」（平成30年7月1日現在）から作成

(3) 地方議会に対する住民理解の促進

住民と議会との意思疎通の充実（議会モニター）

町村議会における議会モニター制度の事例

北海道芽室町議会

（出典）芽室町議会HP

○ 基本情報

- ・人口（令和2年国調） 18,048人
- ・議員（令和4年4月1日現在） 16人（うち女性議員3人）

○ モニター制度の概要

- ・平成24年度から導入。
- ・「町民により開かれた議会を目指す」という活性化策として導入された。
- ・本会議及び委員会の傍聴などを踏まえ、「議会運営等に関し町民からの意見・提言などを広く聴取し、議会運営に反映すること」としている。

○ 実績

- ・平成24年度以降毎年開催。



（実際の様子：地方議会活性化シンポジウム2016資料より）

北海道栗山町議会

（出典）栗山町議会HP

○ 基本情報

- ・人口（令和2年国調） 11,272人
- ・議員（令和4年4月1日現在） 12人（うち女性議員1人）

○ モニター制度の概要

- ・平成21年度から導入。
- ・議会の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とするもの。

○ 実績

- ・平成21年度以降開催。



（実際の様子：栗山町議会HPより）

○ 議会モニター制度の採用状況

- ・市：31団体 （出典）全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」（令和2年12月31日現在）
- ・町村：80団体 （出典）全国町村議会議長会「町村議会実態調査の概要」（令和2年7月1日現在）

住民と議会との意思疎通の充実（政策サポーター）

長野県飯綱町議会における取組

○ 基本情報

- ・ 人口（令和2年国調） 10,296人
- ・ 議員（令和4年4月1日現在） 15人（うち女性議員3人）

○ 背景

- ・ 議会の政策立案能力を向上させ、長に政策提案のできる議会力・議員力の向上や議会と住民との協働による政策づくりを目指して創設。
- ・ 同時に、住民が政策サポーターとして政策的議論に参加することを通じて議会活動に関心を持つことで、政策サポーターの中から議員のなり手が出てくることを期待。

○ 政策サポーター制度の概要

- ・ 常任委員会・全員協議会等で議論をし、議会において2つのテーマを決定。
- ・ テーマの概略を議会報に発表し、政策サポーターを選任後、常任委員長を座長として、政策サポーター会議において議員と住民で議論を重ねる。
- ・ 1テーマにつき7～8回程度議論を重ね、提言書にまとめ、議会から町長に対して実現を求めていく。

○ 政策サポーターについて

- ・ 定数は20名以内とし、公募又は議員推薦の者の中から議長が委嘱。飯綱町内在住か否かを問わない。
- ・ 任期は、委嘱時から当該政策サポーターにおいて議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間。再任はしない。
- ・ 議論のほか、議会及び長の政策についての意見の提言、住民の意見の聴取、アンケート、調査事項への協力等
- ・ 謝金は、4,000円／回。

○ 実績

- ・ 「集落機能の強化と行政との協働」、「魅力ある農業再生」、「飯綱町の人口増対策」などこれまで10テーマについて計5回の政策サポーター会議を実施し、延べ71名の政策サポーターが参加。
- ・ 平成26年6月に政策サポーター会議において「集落機能の強化と行政との協働の推進のための政策提言書」がまとめられたことを受け、同年9月に議員提案により、「集落振興支援基本条例」を制定。
- ・ 令和3年10月17日執行の飯綱町議会議員選挙では、政策サポーターの中から新人1名が立候補し、当選。
政策サポーター出身者の前職2名も再選したため、同選挙後の議会構成における政策サポーター出身者は3名となった。

住民と議会との意思疎通の充実（議会と住民とのコミュニケーションの場）

北海道浦幌町議会 ～まちなかカフェDE議会・まちなかおじゃまDE議会～

○ 基本情報

- ・ 人口(令和2年国調) 4,387人
- ・ 議員(令和4年4月1日現在) 11人(うち女性議員1人)

○ 背景

議会の活性化の中で実施した住民アンケート調査において、「議員と住民との距離が遠い」、「議員に伝える場がない」などの意見があったことを踏まえ、議員が住民とふれあい、意見交換できる場を設けることを決定。

○ まちなかカフェDE議会・まちなかおじゃまDE議会の概要

まちなかカフェDE議会は、スーパーの一角などにカフェコーナーを設置し、来訪した住民が、気軽に議員と交流することができる場を設ける取組。併せて、住民アンケートを実施し、住民の声を政策へとつなげていくことを目指す。

まちなかおじゃまDE議会は、議員が、消防団等の各種団体の会合を訪問し、意見交換等を行う取組。

○ 近年の開催実績

・ まちなかカフェDE議会

	開催回数	延べ訪問者数
H29年度	4回	76人
H30年度	4回	82人
R元年度	2回	44人

※R2年度及びR3年度は各4回の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止。

・ まちなかおじゃまDE議会

	開催回数	延べ訪問者数
H29年度	1回	12人
H30年度	4回	49人
R元年度	1回	10人

※R2年度及びR3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催せず。

○ 成果

まちなかカフェDE議会における住民の意見やアンケート調査の結果を踏まえ、議会から町長に対して、政策提案書「安全・安心なまちづくりを目指す防災体制」を提出するなど、具体的な政策化につなげている。



まちなかカフェDE議会の様子



浦幌消防第1分団と議員のなり手不足について意見交換

住民と議会との意思疎通の充実（傍聴者への発言機会の付与）

長崎県小値賀町議会 ～模擬公聴会～

○ 基本情報

- ・ 人口(令和2年国調) 2,288人
- ・ 議員(令和4年4月1日現在) 7人

○ 取組の概要

定例会における一般質問後に、議会を休憩としたうえで、傍聴者が意見・質問を述べる機会(模擬公聴会)を設定。

- ・ 町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件(一般質問の内容)を事前に周知。
- ・ 一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
- ・ 質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答(意見・質問や回答は議事録には載らない)。
- ・ 規則等の改正は行わず、運用により実施。



(実際の様子)

○ 契機

- ・ 「議会と語ろう会」(各種団体やグループなどを対象に、テーマを定めて議会とディスカッションを行う取組)において、要望があったもの。

○ 近年の開催実績

	開催回数	延べ傍聴者数	延べ発言者数
R元年度	3	87	8
R2年度	3	50	3
R3年度	4	72	11

※コロナ禍においては、傍聴席の数を減らし入場制限を実施。
また、別室を準備し、モニターでの視聴も行った。

○ 取組の効果等

- ・ 町民からは「議会が、傍聴したり意見を聞くだけの場でなく、自分の意見・感想を発言できる場となり、また、傍聴してみたい気持ちになる」との意見があった。「開かれた議会」の実現に向けた取組が浸透してきたと感じている。
- ・ 発言者・傍聴者が固定化される傾向にあるが、平成29年12月から小学6年生の議会傍聴が始まり、令和3年12月の模擬公聴会で小学生の発言がある等、若年層への浸透も進んでいる。

○ 地方自治法(抄)

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

夜間・休日議会（地方議会における自主的取組例）

長野県喬木村における取組

○ 基本情報

- ・ 人口(令和2年国調):5,973人 ・ 議員(令和4年4月1日現在) 11人(うち女性議員2人)

○ 取組内容

- ・ 平成21年6月及び平成29年6月執行の村議会議員選挙において無投票となり、議会改革の機運が高まったことをきっかけに、平成29年12月より夜間・休日議会を実施。
- ・ 会期は現行の日程のままで、本会議日数は変更しない。
- ・ 本会議のうち、一般質問は土日のいずれかで開催する。
- ・ 常任委員会は、平日の昼間開催のほか、平日の夜間開催を行った実績がある。

○ 主な成果

- ・ 土日に開催された本会議や夜間に開催された常任委員会では、平均傍聴者数が増加した。
- ・ 夜間・休日議会の実施に併せて、議員の考えをホームページで公開したり、傍聴者向け資料を充実させたりしたことで、議会モニター含め傍聴者アンケートの回答には様々なご意見や改善案が寄せられ、議会運営に活かすことができた。



休日開催 本会議一般質問の様子

○ 主な課題

- ・ 夜間は会議時間が限られるため、会議の時間配分、資料の事前共有、議員のスケジュール調整(年間スケジュール)など、事前準備が重要となる。タブレット端末を導入して資料の事前共有を行うなど、ICTを活用した情報共有の仕組みが有効である。
- ・ 喬木村議会の「夜間・休日議会」の運営は、多様な立場・兼業議員が仕事と議員活動を両立するための環境整備であるが、「議員のなり手不足解消」のためには、「夜間・休日議会」の取組だけでなく、議員が自らミニ集会や懇談会等実施することで住民との距離を縮め、後継者育成に努める必要がある。
- ・ 議会改革は数人のキーマンだけでは持続しない。全員協議会において議員全員がしっかり合意形成を図る必要がある。

夜間・休日等議会の活用状況

○ 市区議会

(全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」をもとに作成)

【休日等議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数 (人/件)
平成28年	19	21	44.8
平成29年	19	21	35.3
平成30年	20	22	36.6
令和元年	16	17	33.1
令和2年	19	22	12.0

【夜間議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数 (人/件)
平成28年	3	3	49.7
平成29年	4	4	17.5
平成30年	3	3	18.3
令和元年	3	3	32.7
令和2年	1	1	6.0

○ 町村議会

(全国町村議会議長会「町村議会実態調査結果の概要」をもとに作成)

【休日等議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成28年	27	1.4
平成29年	33	1.2
平成30年	33	1.5
令和元年	30	1.2
令和2年	12	1.2

【夜間議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成28年	14	1.9
平成29年	17	1.7
平成30年	14	2.6
令和元年	16	2.3
令和2年	9	1.1

(4) 地方議会における男女共同参画の推進

女性の社会参画を促す取組

地方議会・地方公共団体における男女共同参画の推進に向けた取組事例集(内閣府男女共同参画局)より抜粋

③ 神奈川県

女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」

取組概要

様々な意思決定の場への女性(議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性)の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施している。受講中にお子さんを預かる託児サービス付き。



募集方法は、チラシを作成し県内の男女共同参画関連施設や図書館に配布するとともにTwitterで周知している。応募者は、直接担当課に電話又は県の電子申請で申し込む。

実施した背景

特定の活動への参画を促すものではなく、社会参画を広く捉え、受講者それぞれが興味関心のあるテーマや活動分野を見つけられるようにすることで、様々な意思決定の場で活躍する女性を生み出すことを目的とし、具体的な行動への一歩を踏み出せるように後押しすることをねらいとしている。

実施主体

神奈川県立かながわ男女共同参画センター(かなテラス)

実施状況

平成9年から、前身であるかながわ女性センターで「社会参画セミナー『江の島塾』」を開始し、平成27年の施設の移転・名称変更に伴い、現在は「かなテラスカレッジ」となった。大学教授やボイスコンサルタント等から、政策提案や発信力等について講義を実施。座学のみではなく、グループワーク等も実施し、受講生の満足度向上につながっている。令和3年度は6～12月に全10日間対面式で実施した。



講義風景



本取組を実施した成果

令和元年度に直近4年間(平成28年度から令和元年度)の「かなテラスカレッジ」の受講者を対象に行った調査(調査対象者162人)では、回答者(82人)のうち、54人(65.9%)が「現在、なんらかの社会参画活動に参加」と回答し、今後の委員・議員への就任意欲について、36人(43.9%)から「意欲・興味あり」との回答が得られ、実際に、市議会議員に立候補した修了生がいる。

授乳期間中の女性議員への配慮措置

地方議会・地方公共団体における男女共同参画の推進に向けた取組事例集(内閣府男女共同参画局)より抜粋

③ 群馬県榛東村

授乳期間中の女性議員に労働基準法に準じた育児時間の付与

取組概要

令和3年12月に会議規則を改正し、議員が生後満1年に達しない子を育てる場合は、本会議中に2回それぞれ少なくとも30分、その子を育てるための時間「育児時間」を議長に請求することができる。「育児時間」の間、議会は中断され休憩に入る。

授乳場所については、自宅や議会内の会議室等を想定。授乳場所が自宅の場合、移動時間も考慮し、休憩時間を45分とする等個別に対応可能。



実施した背景



本村議員2名が昨年8月・9月と続けて出産。本議員の議会活動と授乳を両立させることに苦労した経験を踏まえ、労働基準法の育児時間の規定を参考に、会議規則に育児時間を取得できる旨の規定を追加。

本取組を継続させていくため、議員による申合せではなく会議規則に明記した。

実施主体

榛東村議会事務局

実施状況

令和4年3月定例会で取得実績があるほか、運用上、委員会及び全員協議会などでも取得を可能にしている。令和3年12月定例会では、議会閉会后、全員協議会が始まるまでの間、この規定に準じ、約45分の時間を設け、授乳のために時間をとった。



議長室で議長と懇談する育児中の女性議員

榛東村議会会議規則(抄)
(育児時間)

- 第2条の2 議員が生後満1年に達しない子を育てる場合は、会議中に2回それぞれ少なくとも30分、その子を育てるための時間(以下「育児時間」という。)を議長に請求することができる。ただし、会議時間が変更されたときは、この限りではない。
- 議長は、前項の請求があったときは、休憩するものとする。
 - 育児時間の請求は、文書又は口頭をもって行う。

本取組を実施した成果

対象議員2名とも自宅が近いため、自宅に戻り授乳し、再び会議に参加した。議会と家庭生活の両立が図れたものと考えている。

① 北海道江別市

内部相談窓口を設置

○取組概要

議員間または議員と職員間でハラスメントが疑われる事案が発生した際は、議会事務局長または議会事務局次長を窓口として、議会事務局で一定程度の事実確認を行い、対応について協議することとしている。今後、当該取組について、江別市ハラスメント防止に関する指針の更新の際に、相談窓口として議会事務局（事務局長・議会事務局次長）の記載を設ける予定。

○実施した背景

特別な事例があったわけではないが、相談窓口を明確化することにより、今後、ハラスメントが疑われる事案が起こった際に、スムーズな対応を可能とするため。

○実施主体

相談窓口 = 議会事務局

※江別市ハラスメント防止に関する指針 = 総務部職員課

○実施状況

令和3年8月17日に議会事務局が内部相談窓口として確認された。

令和3年11月末現在、議会事務局への相談事案は特にない。

○本取組を実施した結果

ハラスメントによる相談窓口が明確化した。

女性模擬議会の開催状況について（平成28年～令和2年）

○ 女性模擬議会は、各地方議会において、女性の視点から住民の声を反映させることや、地域における女性リーダーを育成する等の目的で開催されており、市町村を中心に裾野が広がっている。

市

（出典：全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」）

開催年	開催団体数	開催団体名	
平成28年	9団体	①富山県氷見市 ③富山県砺波市 ⑤石川県加賀市 ⑦静岡県島田市 ⑨岐阜県可児市	②富山県黒部市 ④富山県南砺市 ⑥茨城県水戸市 ⑧愛知県新城市
平成29年	9団体	①岩手県北上市 ③富山県砺波市 ⑤茨城県取手市 ⑦静岡県島田市 ⑨滋賀県大津市	②富山県小矢部市 ④山梨県南アルプス市 ⑥埼玉県久喜市 ⑧愛知県新城市
平成30年	9団体	①富山県黒部市 ③富山県南砺市 ⑤千葉県印西市 ⑦愛知県西尾市 ⑨愛知県新城市	②富山県砺波市 ④山梨県韮崎市 ⑥静岡県島田市 ⑧愛知県犬山市
令和元年	10団体	①秋田県湯沢市 ③茨城県水戸市 ⑤静岡県島田市 ⑦愛知県新城市 ⑨徳島県鳴門市	②富山県南砺市 ④埼玉県久喜市 ⑥愛知県西尾市 ⑧岡山県高梁市 ⑩愛媛県四国中央市
令和2年	4団体	①秋田県湯沢市 ③静岡県島田市	②新潟県糸魚川市 ④愛知県江南市

町村

（出典：全国町村議会議長会「町村議会実態調査結果の概要」）

開催年	開催団体数	開催団体名	
平成28年	6団体	①北海道大空町 ③富山県入善町 ⑤香川県まんのう町	②秋田県羽後町 ④愛知県美浜町 ⑥鹿児島県宇検村
平成29年	3団体	①山梨県丹波山村 ③香川県まんのう町	②長野県小海町
平成30年	3団体	①岩手県住田町 ③香川県まんのう町	②長野県南箕輪村
令和元年	2団体	①香川県まんのう町	②鹿児島県さつま町
令和2年	0団体		

女性模擬議会の開催事例

富山県南砺市議会【令和元年開催】～第11回南砺市女性議会～

【人口】（令和2年国調）47,937人 【議員】18人（うち女性議員1人） ※令和4年4月1日現在

- 平成21年度から始まった南砺市女性議会は、南砺市女性団体連絡協議会「南砺市さわやかネットワーク」が女性の視点から市政に対して提言を行い、女性リーダーの育成を目的に開催。
- 第11回目となる令和元年は、公募や各団体からの推薦で選ばれた14名の議員が総務文教・民生病院・産業建設の3つの常任委員会に分かれて市内施設の視察研修や現地学習などを実施し、11月13日の本会議では、女性議員からの市政一般に対する質問や、7月10日からの会期中に討議された各常任委員会の委員長報告が行われた。
一般質問では、6名の女性議員から市長及び教育長に対し、①運転免許証の自主返納、②企業誘致、③防災意識の向上、④在宅医療や介護支援、⑤インフラ整備、⑥子育てなど各委員会毎に話し合った内容について質問や提言を行った。



（6名の女性議員が質問）

※南砺市HPをもとに作成

香川県まんのう町議会【平成31年開催】～第10回まんのう町女性議会～

【人口】（令和2年国調）17,401人 【議員】16人（うち女性議員2人） ※令和4年4月1日現在

- 女性ならではの視点から将来のまちづくりや福祉、教育、子育て、環境などの質問をすることで、女性が自分の意見を発表し、町政に参画する機会を創出するとともに、魅力あるまちづくりの推進、男女共同参画社会の実現に向けた人材発掘や女性団体等のネットワークづくり、さらに女性に町政への関心と理解を深めてもらうこと、女性の声や意見を町政に生かしていくことを目的として、平成21年度から開催。
- 第10回目となる平成31年は1月13日に開催し、町の男女共同参画推進員が議長を務め、傍聴者46名が見守る中、町内各公民館運営審議委員会及び小中学校PTAの推薦により選ばれた13名の女性議員が、①避難所指定となっている体育館等のエアコン設置、②町営カフェの設置、③農業後継者対策等、④満濃池（※国指定名勝）周辺を活用した取組、⑤災害防止のための河川内の木竹の除去などについて町長及び教育長に対して質問を行った。



（当日の様子）

※まんのう町提供資料をもとに作成

地方議会の会議規則における欠席事由

- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、令和3年1月以降(※)、標準会議規則の一部を改正し、欠席事由として育児、介護等を明文化するとともに、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を実施。

※全国都道府県議会議長会は令和3年1月27日付で、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は令和3年2月12日付でそれぞれ改正施行。

○標準都道府県議会会議規則

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

○標準市議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

○標準町村議会会議規則

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(5) 地方議会におけるデジタル技術の活用

地方議会におけるデジタル技術の活用等の状況

令和4年1月
総務省調査結果

1. 議会運営に関するもの

団体区分	団体数	議会運営におけるデジタル技術及びデータ活用の事例					
			インターネット等で 中継・録画配信	タブレット端末による ペーパーレス化	各種会議・視察の オンライン化	電子採決・ 投票システム導入	その他
都道府県	47	47 (100%)	47 (100%)	28 (60%)	20 (43%)	1 (2%)	14 (30%)
指定都市	20	20 (100%)	20 (100%)	9 (45%)	3 (15%)	1 (5%)	9 (45%)
市区(指定都市除く)	795	761 (96%)	692 (87%)	465 (58%)	204 (26%)	177 (22%)	125 (16%)
町村	926	549 (59%)	375 (40%)	245 (26%)	68 (7%)	34 (4%)	75 (8%)
全団体	1,788	1,377 (77%)	1,134 (63%)	747 (42%)	295 (16%)	213 (12%)	223 (12%)

※試行段階のもの等、導入を現に予定している団体を含む。

その他の事例

- 傍聴人向けのモニターに本会議の発言をリアルタイムで字幕表示するシステムを導入
- 市民へのアンケートをGoogleフォームで実施

2. 議会事務局の業務に関するもの

団体区分	団体数	議会事務局の業務におけるデジタル技術及びデータ活用の事例			
			グループウェアや ビジネスチャット 導入	音声認識システム による会議録作成	その他
都道府県	47	31 (66%)	17 (36%)	5 (11%)	15 (32%)
指定都市	20	13 (65%)	8 (40%)	2 (10%)	5 (25%)
市区(指定都市除く)	795	545 (69%)	361 (45%)	200 (25%)	120 (15%)
町村	926	340 (37%)	185 (20%)	141 (15%)	65 (7%)
全団体	1,788	929 (52%)	571 (32%)	348 (19%)	205 (11%)

※試行段階のもの等、導入を現に予定している団体を含む。

その他の事例

- 災害時や緊急時に、SNSのグループで情報共有を実施
- 共有カレンダーによる正副議長出席会議のスケジュール管理

3. 情報発信・住民参加に関するもの

団体区分	団体数	情報発信や住民参加等におけるデジタル技術やオープンデータの活用事例			
			SNSアカウントや アプリによる情報 配信	議決結果や賛否 一覧等のオープン データ公開	その他
都道府県	47	34 (72%)	26 (55%)	11 (23%)	6 (13%)
指定都市	20	13 (65%)	13 (65%)	3 (15%)	5 (25%)
市区(指定都市除く)	795	330 (42%)	230 (29%)	117 (15%)	49 (6%)
町村	926	140 (15%)	69 (7%)	66 (7%)	16 (2%)
全団体	1,788	517 (29%)	338 (19%)	197 (11%)	76 (4%)

※試行段階のもの等、導入を現に予定している団体を含む。

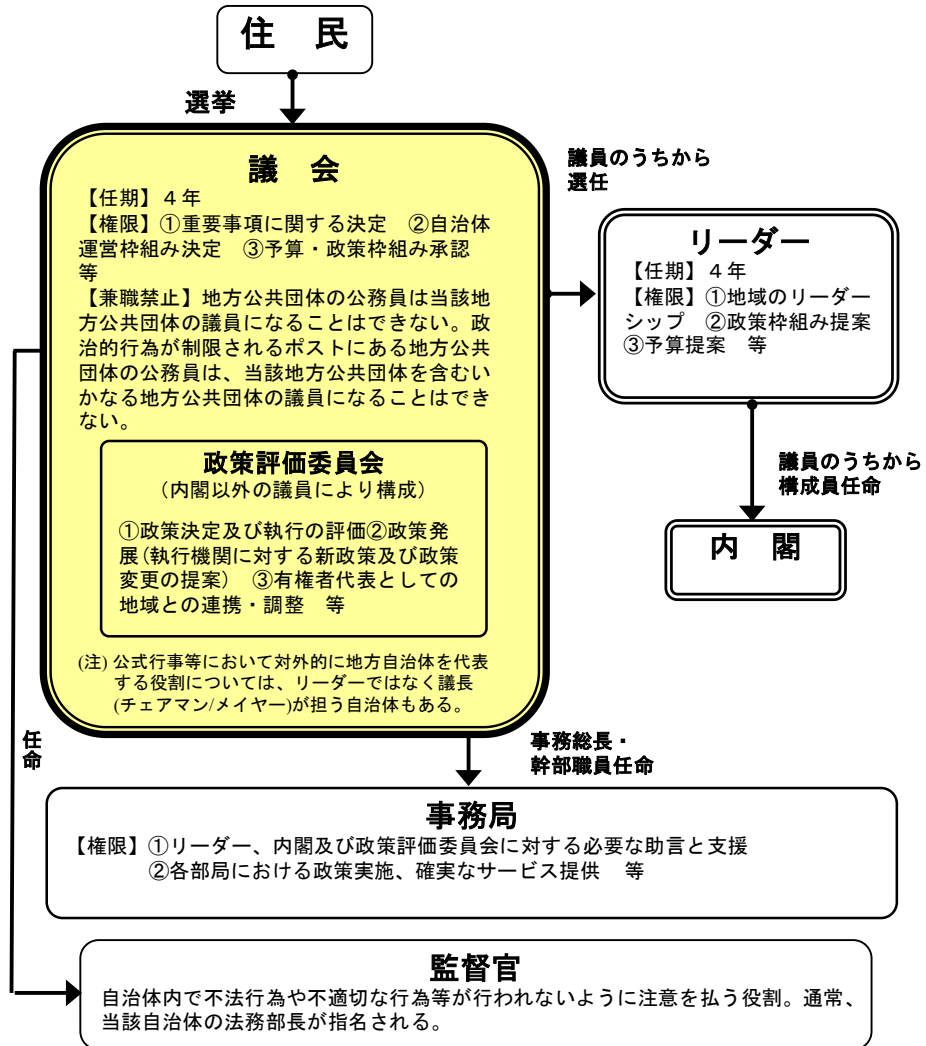
その他の事例

- 住民との意見交換会や議会報告会をオンラインで実施
- 議会広報紙にQRコードを掲載し、YouTube上の議会中継等へのアクセスを容易化

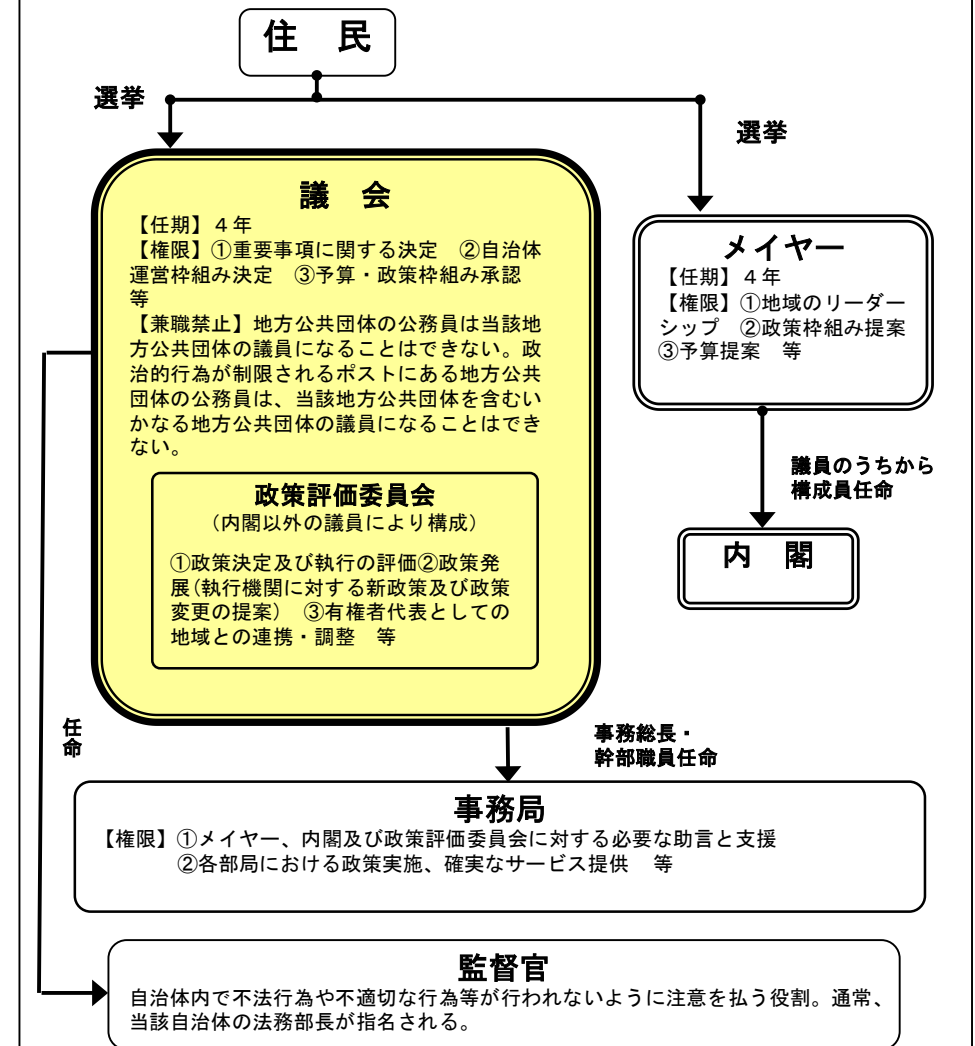
(6) 諸外国の地方議会制度

諸外国の地方議会制度（イギリス）①

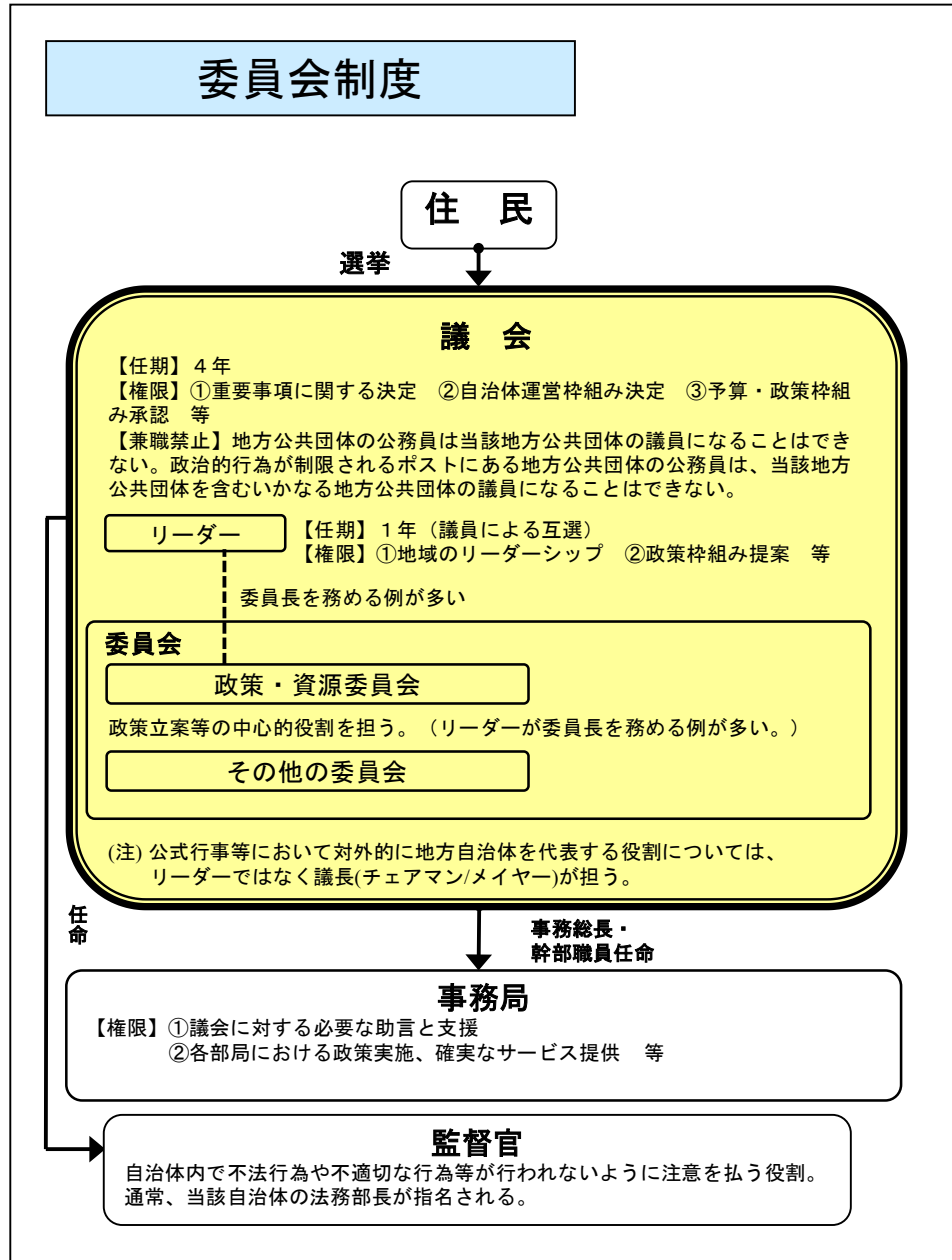
リーダー（議会が選任する首長）と内閣制度



メイヤー（直接公選首長）と内閣制度



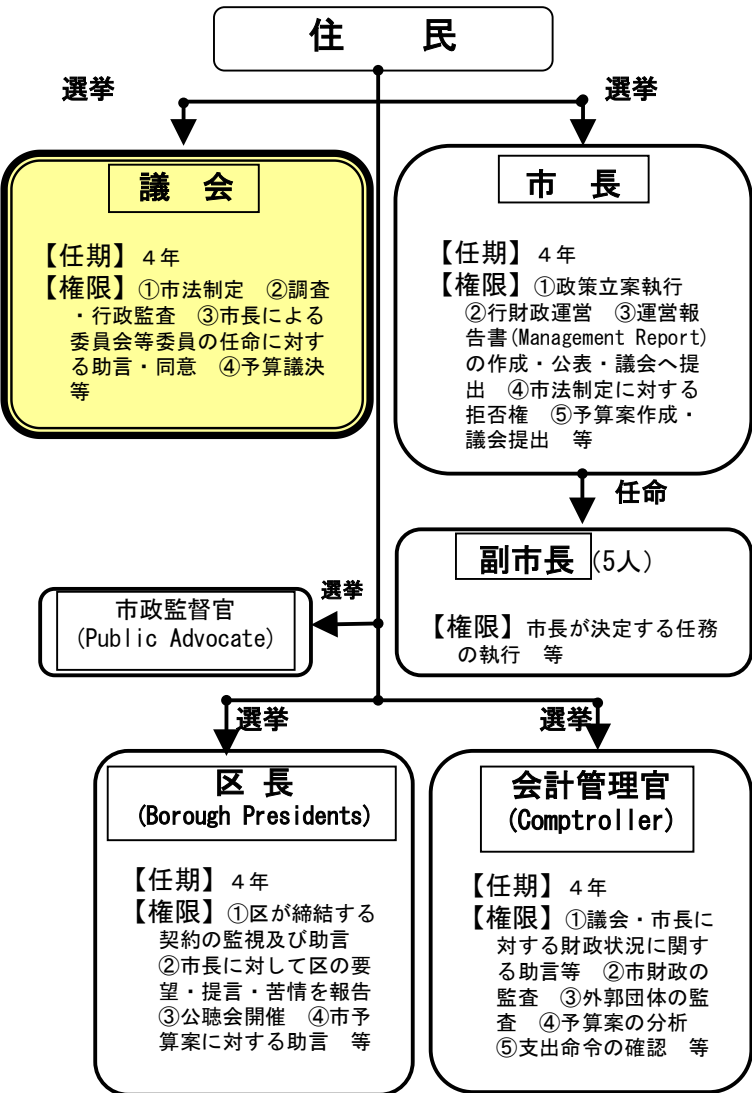
諸外国の地方議会制度（イギリス）②



諸外国の地方議会制度（アメリカ）

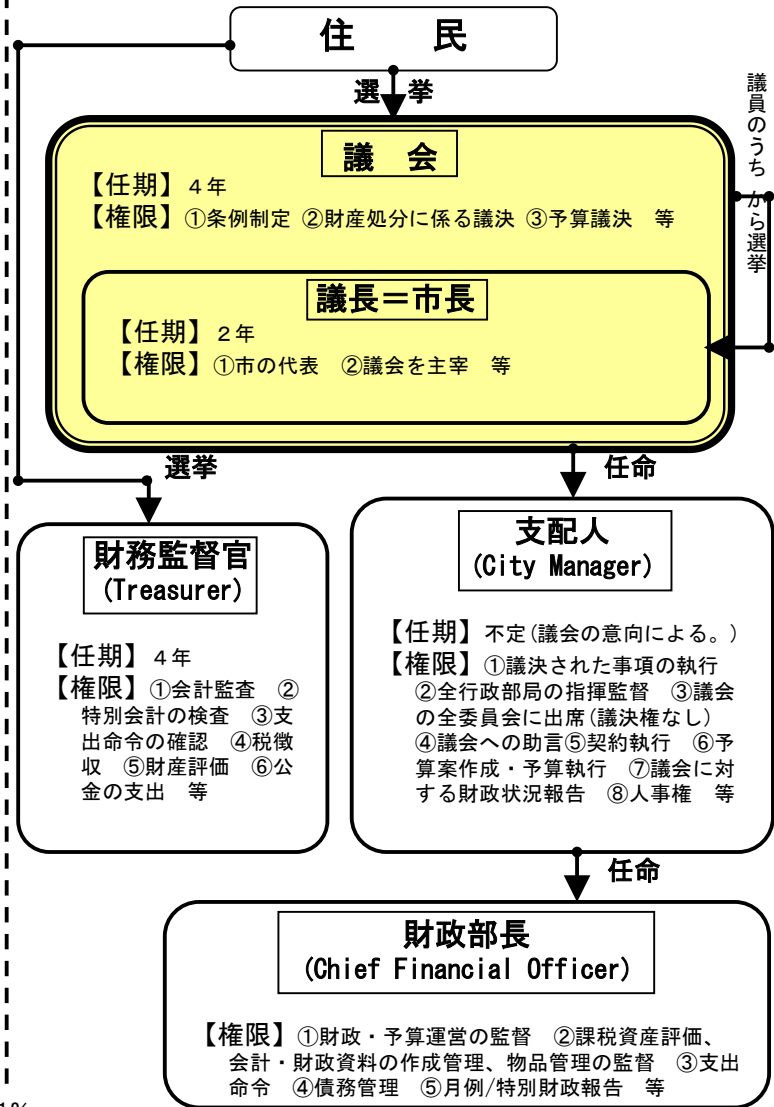
① 市長一議会型

(ニューヨーク州ニューヨーク市の例)

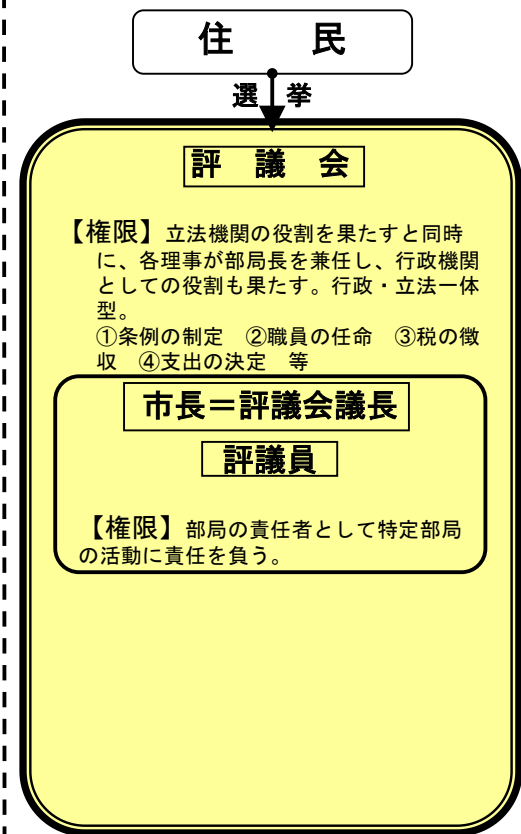


② 議会一支配人型

(ヴァージニア州スタントン市の例)



③ 評議会型



(注1)：2500人以上の地方自治体の①は4割以上、②は約58%、③は約1%。

(注2)：①の類型は、市長が優位に立つ「強市長・議会型」と、議会が優位に立つ「弱市長・議会型」とに分類できる。「強市長・議会型」は、市長が予算及び各事業の執行など幅広い権限を持ち、行政の全責任を負い、拒否権の行使等により立法過程にも関与できるもの。「弱市長・議会型」は、主要な行政官が議会の指名や公選によるなど、市長の行政権限が限定されているもの。

(注3)：行政委員会として、例えばニューヨーク州下の市町村では、都市計画委員会、人権委員会、麻薬利用防止委員会、環境保護委員会、住宅委員会、障害者委員会等が存在する。

(注4)：②の類型には、直接公選の首長が置かれるものもある。

(7) 近時の地方制度調査会答申における関係部分

近時の地方制度調査会答申の関係部分①（議員の位置付け等）

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（抄）
（第28次地方制度調査会答申・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

（2）具体的方策

⑤ 議員の位置付けと定数

議員について、常勤・非常勤という職の区分とは別に、「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるという意見があるが、この点については、「公選職」にどのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（抄）
（第29次地方制度調査会答申・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

3 議会の議員に求められる役割等

（3）議員の位置付け

議員の活動は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたることから、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきであるとの意見がある。

この点については、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係、議員の活動についての住民への説明責任のあり方、職責・職務の法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討することが必要である。

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（抄）
（第31次地方制度調査会答申・平成28年3月16日）

第3 適切な役割分担によるガバナンス

3 議会

（3）議員に求められる役割

① 議員の位置付け・役割の明確化

議員のなり手不足の問題を解消する一方策として、議員活動への住民の理解を高める観点から、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきとの意見があるが、法制化に伴う法的効果等を踏まえると不要ではないかとする意見もあり、今後の議員活動の実態等も踏まえ、引き続き検討すべきである。

近時の地方制度調査会答申の関係部分②（議員の位置付け等）

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（抄）
（第32次地方制度調査会答申・令和2年6月26日）

第5 地方議会

2 議員のなり手不足に対する検討の方向性

（3）議員のなり手不足に対する当面の対応

① 議員の法的位置付け

議員の位置付けやその職務・職責については、これまで必ずしも法律において明確にされていなかったことから、議員に対するイメージや議員活動に対する期待や評価において、議員と住民との間に乖離が生じているのではないかとの指摘がある。

この点について、議員のあり方に関する議論を深め、多様な層の住民が議会に参画することにつなげていくためには、住民と共通の認識を図ることが重要であることから、議員の位置付けについて法律により明確化すべきとの意見がある。

他方で、議会を構成する議員の属性に偏りがある中で議員の位置付けを法律に規定したとしても、これまで参画してこなかった住民に議会への参画を促す効果は限定的ではないかとの指摘や、議会や議員の活動が多様である中で議員のあり方を国において一律に規定することへの懸念が指摘されている。

議員の位置付けの法制化については、これに伴う法的効果等を勘案しつつ、議員活動の実態等も踏まえ、検討を行っていく必要がある。また、議会においても、議会の活動理念や議会における多様性の確保に関する考え方を自ら議論するなど、自主的な取組を通じて、住民に対して広く理解を求めていくことが必要である。

近時の地方制度調査会答申の関係部分③（立候補環境）

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（抄）
（第28次地方制度調査会答申・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

（2）具体的方策

① 幅広い層からの人材確保等

住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動する上での便宜に資するよう休日、夜間等に議会を開催するなどの運用上の工夫をすべきである。また、制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また、議員として活動することができるような環境の整備、さらには地方公共団体の議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題である。

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（抄）
（第29次地方制度調査会答申・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

3 議会の議員に求められる役割等

（2）勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

現在、議会の運営としては、会期を一定期間に定め、平日昼間に集中して会議等を開催する例が一般的である。平日の朝から夕方にかけて仕事に従事している勤労者が議員として活動することを容易にするため、例えば、夜間、休日等に議会を開催するなどの運用上の工夫を図ることが考えられる。

また、勤労者について、立候補を容易にするため、これに伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等を導入することなどが考えられる。この点については、我が国における労働法制のあり方やその背景となる勤労者の意識、勤務実態等にも関わる課題であることから、まずは、議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討していくべきである。

議員の構成については、女性の議員が男性の議員に比べて割合が低く、偏りが見られることから、議会の運営上の工夫を含め、女性の議員をさらに増やすための方策について、諸外国の取組などを参考としつつ検討すべきである。

公務員については、現行制度において、職務専念義務が課せられ、また、公務の中立性の観点からその政治的行為が制限されているほか、公職への立候補の制限、地方公務員については地方議会の議員との兼職の禁止等の規制がされている。

公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。

この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休暇制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

近時の地方制度調査会答申の関係部分④（立候補環境）

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（抄）
（第31次地方制度調査会答申・平成28年3月16日）

第3 適切な役割分担によるガバナンス

3 議会

（4）幅広い人材の確保

③ 立候補に伴う各種制度の整備

例えば、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等の導入については、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備を進める観点から有効な方策の一つと考えられることから、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

また、公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、多様な人材が議員として議会に参画する上で有効な方策の一つと考えられることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（抄）
（第32次地方制度調査会答申・令和2年6月26日）

第5 地方議会

2 議員のなり手不足に対する検討の方向性

（3）議員のなり手不足に対する当面の対応

④ 立候補環境の整備

立候補に伴うリスクを軽減する観点から、地方議会議員選挙に立候補した者が休暇を取得するなどした場合に、そのことを理由として解雇や配置転換等の不利益な取扱いを受けないようにすることについて、事業主をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意しながら検討する必要がある。

また、公務員の立候補制限や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、議員のなり手不足を解消するのに有用な方策の一つと考えられるところであり、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

近時の地方制度調査会答申の関係部分⑤（議会の権能）

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（抄）
（第28次地方制度調査会答申・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

（2）具体的方策

③ 議会の権能

ア 委員会の議案提出権

委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。

イ 専門的知見の活用

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る見地から、公聴会、参考人制度の活用、議会事務局の補佐機能の充実等について、それぞれの議会における取組が期待される。

また、議会が、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体の事項について調査・報告をさせることができることとするとともに、複数の者の合議による調査、報告もできることとすべきである。

ウ 議会の議決事件の拡大

議会の権能を拡大する見地からは、まず、議決事件の条例による追加を可能とする規定を活用することにより、各地方公共団体の実情に応じた議決事件の追加を図ることが考えられる。

なお、現在法定受託事務は議会が条例により追加することができる議決事件から除外されているが、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、自治事務と同様議決事件の追加を認めることが適当であるものと考えられる。この点については、法定受託事務に関する関与の特性等にかんがみ、法定受託事務と議会の議決との関係の整理について引き続き検討する必要がある。

⑥ 長と議会の関係

ア 専決処分のあり方

専決処分は議会の権限に属する事項を長がやむを得ない場合に代わって行う制度であることにかんがみ、その運用に当たって制度の趣旨を逸脱することがないように手当がなされるべきである。

このため、「議会を招集する暇がないと認めるとき」の要件を見直し、制度本来の趣旨に即した要件の明確化を図るべきである。その際、必要に応じて委任専決についても検討すべきである。

イ 議会の招集のあり方

議会の招集のあり方については、議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれることを担保することが必要である。この場合において、長と議会の関係や、長が事実上議案の大半を提案しているという実態を踏まえれば、議長に招集請求権を付与することとし、招集請求があるときには、長は一定期間内に招集しなければならないものとすべきである。

また、議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論をより積極的に推進すべきである。

近時の地方制度調査会答申の関係部分⑥（議会の権能）

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（抄）
（第29次地方制度調査会答申・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

（1）議決事件

① 契約の締結及び財産の取得又は処分に係る議決

契約の締結及び財産の取得又は処分については、本来、執行機関限りで処理するという考え方もあるが、現行制度においては、地方公共団体の財政運営に与える影響等にかんがみ、政令で定める基準に従い条例で定めるものについては、議会の議決を要するものとされている。

議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである。

② 議決事件の追加

議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において議決しなければならないとされているもののほか、同条第2項により各地方公共団体の実情に応じ、条例で任意に追加することができることとされている。

各地方公共団体においては、中長期的な地域の課題を議会で議論するため、総合計画やその他の法定の計画を議決事件として追加するなどの取組が行われており、このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される。

また、現在法定受託事務は議会が条例により追加することができる議決事件から除外されているが、第28次地方制度調査会においても答申されたとおり、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、これを議決事件として追加できるようにすることが適当であるものと考えられる。この点については、法定受託事務のうち議決事件として追加することが適当でないと考えられるものにどのような措置を講じていくべきかなどについて、検討していく必要がある。

（2）議会の監視機能

① 議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大

長の調査権の対象となる法人及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人は、現行制度においては、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等とされている。

この点については、現在、監査委員の監査が資本金等の4分の1以上を出資している法人等にまで及んでいることなどを踏まえ、議会の監視機能を高めるという観点から、長の調査権の対象となる法人及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人についても、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち、条例で定めるものにまで拡大することとすべきである。

③ 議会における決算の認定

地方公共団体の決算は、毎会計年度、議会の認定に付さなければならないこととされているが、仮に議会が決算を認定しない場合には、まずは、議会が、その審議等を通じ、長の予算執行や政策遂行上の問題点等決算を認定しない理由を長や住民に対して明らかにするよう努めるべきである。

また、長は、議会から指摘された問題点等に関しては、決算の審議において、その原因や善後策等を十分に説明するとともに、決算が認定されなかった場合には、住民に対してもその善後策等を説明するよう努めるべきである。

④ 議会の実地検査権等の監視機能

議会の監視機能は、監査委員の監査とは異なり、住民の代表機関といった立場から、当該地方公共団体の行政全般にわたって果たされるべきである。

このような見地から、議会は執行機関に対する検査権、監査請求権や調査権等を有しているところであるが、今後さらにこれらの権能を活用していくべきである。

現在、議会は実地検査を行うことができず、そのような必要がある場合には監査委員に対する監査請求により行うこととされている。この点について、仮に議員選出の監査委員を廃止するのであれば、議会に実地検査権を付与すべきではないかとの意見や、監査委員の選任方法や構成についての検討状況にかかわらず、議会に実地検査権を付与すべきとの意見があった。これに対し、議会に実地検査権を付与することについては、議会の有する監査請求権や調査権等との関係をどのように考えるのか等の課題があるとの意見もあったところである。このようなことから、議会の実地検査権については、現在の検査権や調査権の行使の状況等も勘案しつつ、検討していくべきである。

また、議会の少数者による調査権等の行使を認めるべきであるとの意見があったが、この点については、議会の意思決定がなされるまでの過程において、少数者の意思をどのように汲み上げ実現していくか、それぞれの議会で様々な運用を工夫していくことが適当である。

近時の地方制度調査会答申の関係部分⑦（議会の権能）

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（抄）

（第31次地方制度調査会答申・平成28年3月16日）

第3 適切な役割分担によるガバナンス

3 議会

（2）議会制度や議会運営のあり方

① 議会招集

議会の招集権については長に専属する原則を維持しつつ、長が臨時会を招集しないときは議長が招集することができるよう法的措置が講じられるとともに、通年会期制の導入がなされ、議会側が必要と認めるときに随時の議会開催が可能となっている。このような制度を、住民の信頼確保という観点も踏まえて、必要に応じて活用していくことが重要である。

② 議決事件の対象

議決事件の対象の拡大は、相当程度行われてきているところではあるが、議会が団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮するため、地方自治法第96条第2項に基づき、地方公共団体の基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めることが必要である。

③ 予算審議

現在、議会には長の予算提案権を侵害しない範囲で予算の修正が認められているが、予算については長に提案権が専属していることから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討していくべきである。

④ 決算審議

監査委員の専門性等が向上し、議会が議会としての監視を行う役割を明確化する中で、監査委員の意見が付された決算を議会が審議した結果、議会が決算認定をせず、その理由を示した場合については、議会が長に対し理由の中で指摘した問題点について長が説明責任を果たす仕組みを設けることとすべきである。

近時の地方制度調査会答申の関係部分⑧（団体の課題や特性に応じた議会のあり方）

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（抄）

（第28次地方制度調査会答申・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

（2）具体的方策

⑦ 小規模自治体における議会制度のあり方

民意の適切な反映、効率的な議会運営等の観点から、少なくとも小規模な自治体については、現行の会期制度を廃し、週1回夜間などに定期的に会議を開くようにするなど、その規模に適した新たな制度を選択できるようにすることを、今後検討すべきである。

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（抄）

（第31次地方制度調査会答申・平成28年3月16日）

3 議会

（2）議会制度や議会運営のあり方

⑧ 小規模な市町村における議会のあり方

団体規模に応じた議会のあり方については、それぞれの地域の実情に合わせた議会機能の充実・強化に努めていくべきである。

特に、小規模な市町村においては、議員数や議会事務局の職員数が少ないこと等により議会機能を十分に発揮することが難しい状況もあることから、住民参加等により議会機能を補完する必要がある。

議会事務局の共同設置は制度上認められているが、取組は進んでいない。小規模な市町村で単独での議会事務局の充実が困難な場合等においては、議会事務局や議会図書室の共同設置等を行うことも有効な方策である。

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（抄）

（第32次地方制度調査会答申・令和2年6月26日）

第5 地方議会

3 今後の検討の方向性

今後生じる変化・課題に対応した持続可能な地域社会の実現に当たっては、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場となる議会の役割は一層重要になることから、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び多様な層の住民の参画について、今後とも幅広く検討を進めていく必要がある。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応や団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて引き続き検討すべきである。